

本宮市
公共施設等総合管理計画



平成29年3月

本 宮 市

本宮市公共施設等総合管理計画

目 次

はじめに	1
1. 計画の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 公共施設等の対象範囲	3
4. 計画の期間	4
第1章 人口・財政の状況	5
1. 本宮市の概況.....	5
2. 人口等の状況.....	7
3. 歳入歳出の状況.....	13
第2章 公共施設等の現状	19
1. 公共施設等の整備状況	19
2. インフラ資産の整備状況	27
3. 各施設の利用状況.....	35
第3章 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等	39
1. 中長期的な経費の試算方法	39
2. 充当可能な財源および中長期的な経費の見込み	46
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針.....	53
1. 現状や課題に関する基本認識.....	53
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	55
3. 具体的な取組方策	58
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	63
1. 建築系公共施設（建物）	63
2. インフラ資産.....	71
第6章 推進体制	73
1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方.....	73
2. フォローアップの実施方針.....	74

はじめに

1. 計画の背景と目的

本市が保有する学校、社会教育施設、市営住宅等の公共施設や上下水道・道路等のインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の多くは、高度経済成長期から、様々な行政需要や市民ニーズに対応するため建設されたもので、公共サービスとして提供されてきました。

現在、これらの公共施設等の多くは老朽化が進み、間もなく建替や大規模改修の時期を迎えることから、修繕や更新が集中し、多額の費用確保が必要となることが予測されます。

一方、年々進んでいく少子高齢化に伴い、社会保障に係る経費の増加や、国の厳しい財政状況下における地方への財政措置が縮小される可能性も懸念される中、公共施設等の維持・更新等に係る財源の確保はより一層困難になることが予測されます。

このような中、近年では、中央自動車道笹子トンネルの天井落下事故など、施設の老朽化等による重大な事故も発生しており、市民の安全確保のためには、保有または管理する公共施設等の維持・更新が必要不可欠な状況であるとともに、社会情勢の変化に伴う新たな公共サービスに対する財源も確保していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市では、公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な施設管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図ることで、真に必要な公共サービスの提供を維持・確保していくため、本宮市公共施設等総合管理計画（以下、「計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

平成25年11月に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」は、あらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための計画です。

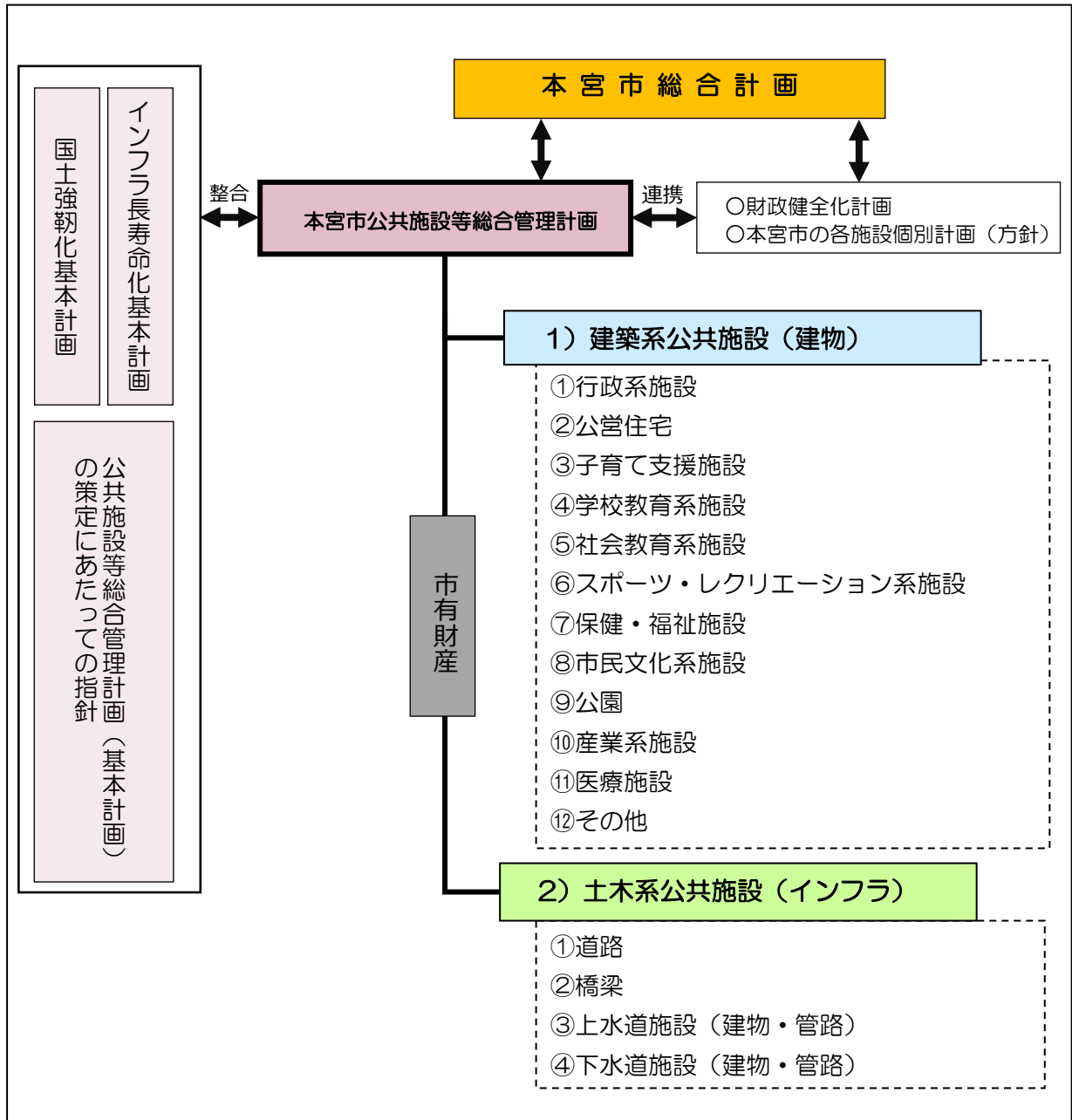
本市の計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものであり、今後各施設の個別計画の指針となるものです。

なお本計画は、「本宮市総合計画」「財政健全化計画」と整合を図り、各施策・事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。

本計画を実施するための詳細な取組については、今後、各施設所管部門が中心

となって策定する施設個別計画に委ねるものです。

図表1 計画の位置づけ



3. 公共施設等の対象範囲

(1) 計画の対象

本計画の対象施設は、市が保有・管理する公共施設等のうち、建築系公共施設（建物）と土木系公共施設（インフラ）とします。

(2) 対象施設の分類

本計画で対象とする施設は、その利用区分を考慮し、以下の図表2のとおり整理します。この分類は、本計画における分析の視点から行ったもので、一般的な公共施設の分類をなすものではありません。

図表2 主な対象施設の分類

	大分類	中分類	主な施設
建物 (ハコモノ)	①行政系施設	庁舎施設	市役所（本庁舎、総合支所）
		消防施設	消防センター、消防屯所・消防ポンプ置場等
	②公営住宅	公営住宅	市営住宅
	③子育て支援施設	幼保	幼稚園、保育所 等
		幼児・児童施設	えぼか、スマイルキッズパーク 等
	④学校教育系施設	小学校	小学校
		中学校	中学校
		その他教育施設	給食センター
	⑤社会教育系施設	図書館	しらさわ夢図書館
		博物館等	歴史民俗資料館、白沢ふれあい文化ホール
	⑥スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館、プール、運動場 等
		レクリエーション施設・観光施設	ふれあい広場 等
⑦保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター、高齢者ふれあいプラザ、老人憩の家 等	
⑧市民文化系施設	集会施設	公民館、集会所 等	
	文化施設	サンライズもとみや、しらさわカルチャーセンター 等	
⑨公園	公園管理施設	公園管理事務所、トイレ 等	
⑩産業系施設	産業系施設	農業構造改善センター、直売所、堆肥センター等	
⑪医療施設	医療施設	診療所	
⑫その他	その他	「普通財産」、公衆トイレ、教員住宅、倉庫 等	
インフラ	①道路	一般道路	市道、自転車歩行者道
	②橋梁	橋梁	橋梁
	③上水道施設	建物・管路	(建物) 浄水場、配水場、ポンプ場 (管路) 上水道
	④下水道施設	建物・管路	(建物) 排水処理施設、排水ポンプ場 (管路) 下水道

※総務省「公共施設一覧分類表」を参考に分類

(3) 作成にあたっての情報収集方法

「本宮市市有財産台帳（平成28年3月）」の情報（種類、建築年、経過年数、延床面積、構造等）をもとに、平成28年の異動や各課へのヒアリング調査（改修の履歴や維持管理費、利用者数等）の結果等を加味して、整理しました。

なお、一つの施設が複数の棟別に区分される場合（例えば、小学校の校舎、体育館など）があるため、集計作業は施設の棟別を単位として行いました。

4. 計画の期間

計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

ただし、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、見直すものとします。

第1章 人口・財政の状況

1. 本宮市の概況

(1) 市の沿革

本市は古くは本牧（ほんもく）と呼ばれていたことが記録に残っています。その後奈良時代には本牧（ほんもく）が本目（ほんもく・もとめ）に変わり、11世紀には現在の「本宮」となりました。

古くから、会津街道の起点をはじめ、三春街道、相馬街道などが通っていたため宿場町として栄えました。

明治・大正時代には株式会社本宮電気が設立され、現在の大玉村玉井地区に発電所を建設し、このあたり一帯の電気を発電するなど、華々しい産業が多数生まれています。

高度経済発達期に突入すると、本宮、荒井、糠沢、白岩の各地区に工業団地が造成され、現在に至るまで県内で製造品出荷額の高いシェアを保持しています。

平成19年1月1日に安達郡本宮町、白沢村の2町村合併により、本宮市が誕生し現在に至っています。

(2) 位置・地勢

本市は、福島県のほぼ中央に位置し、北は二本松市・大玉村、南と西は郡山市、東は三春町に接し、面積88.02平方キロメートルを有しています。

市の地理的中央部を縦断するように阿武隈川が流れ、安積原野の一部を形成し、市街地が国道4号、旧国道4号の沿線に広がっています。

市内は大きく阿武隈川を挟んで地形が二分されています。

旧本宮町側は、奥羽山脈系（または安達太良山系）の里山が西部に広がっており、川に近付くにつれて安積原野の一端が広がり平地となっています。また、大玉村や郡山市の山中を水源とする河川も豊富で、北から百日川、安達太良川、瀬戸川、五百川が流れています。

旧白沢村側は、阿武隈高地系の低い丘陵地となっており、市内は平均海拔200m前後となっています。

(3) 気候

気候は、太平洋岸の表日本気候に属しますが、阿武隈山系の背後地に位置することから年間を通じて比較的温暖で、年平均気温12.4℃、年平均降水量1,248ミリメートルとなっています。

(4) 道路・交通

本宮市は、福島県の中央部に位置し、東北自動車道と磐越自動車道が交差する郡山ジャンクションや、東北自動車道本宮インターチェンジを中心に、5つのインターチェンジと近接する恵まれた立地条件にあります。

現在、本市には東北自動車道本宮 IC、一般国道 4 号、主要地方道本宮熱海線その他 4 路線、その他の一般県道二本松三春線その他 8 路線、東日本旅客鉄道東北本線五百川駅、本宮駅等、道路・交通網は充実しています。

2. 人口等の状況

(1) 人口の推移

本市の人口・世帯数は、平成27年で人口30,924人、世帯数10,049世帯で1世帯当たり人員は3.1人となっています。

人口は昭和55年の27,732人から年々増加していましたが、平成12年以降は横ばいとなっています。一方、世帯数は昭和55年以降年々増加し、1世帯あたり人員は年々減少しています。

地区別の人口・世帯数は、市の総数と同様な傾向を示しており、平成27年の人口は本宮地区で22,916人（74.1%）、白沢地区で8,008人（25.9%）となっています。

表1.2.1 人口・世帯数の推移

年次	人口(人)			世帯数(世帯)			1世帯当りの 人員(人/世帯)
	総数	本宮地区	白沢地区	総世帯数	本宮地区	白沢地区	
昭和55年 (1980)	27,732	19,170	8,562	6,610	4,927	1,683	4.2
昭和60年 (1985)	28,531	19,877	8,654	6,842	5,144	1,698	4.2
平成2年 (1990)	29,144	20,330	8,814	7,170	5,428	1,742	4.1
平成7年 (1995)	30,682	21,810	8,872	8,162	6,334	1,828	3.8
平成12年 (2000)	31,541	22,280	9,261	8,680	6,652	2,028	3.6
平成17年 (2005)	31,367	22,180	9,187	9,056	6,957	2,099	3.5
平成22年 (2010)	31,489	22,715	8,774	9,538	7,427	2,111	3.3
平成27年 (2015)	30,924	22,916	8,008	10,049	7,864	2,185	3.1

※S55～H27国勢調査の結果をもとに作成

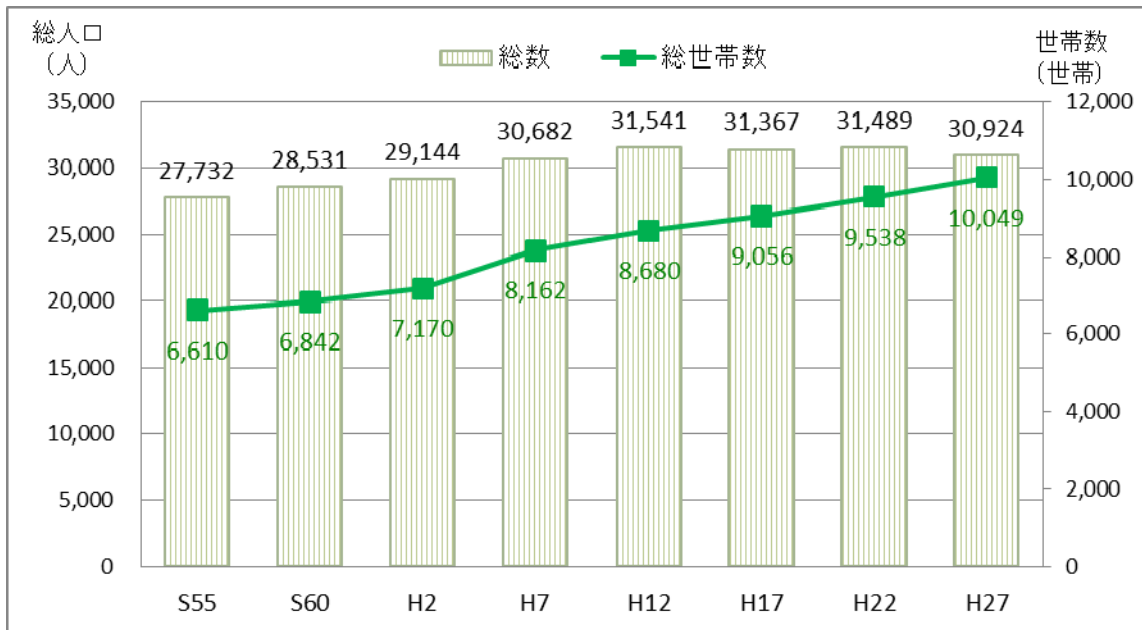


図1.2.1 人口・世帯数の推移

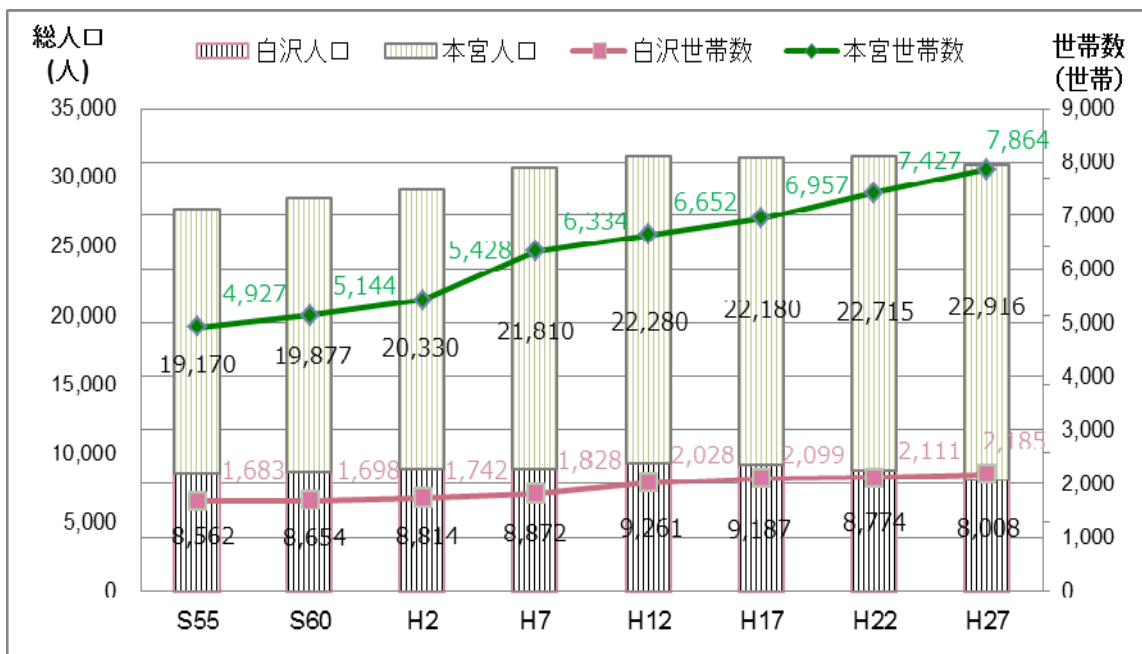


図1.2.2 地区別人口、世帯数の推移

(2) 年齢3階層別の人口の推移

本市の年齢3階層別人口は、老年人口（65歳以上）が昭和55年3,019人（10.9%）から平成27年8,104人（26.2%）と約2.7倍に増加する一方、年少人口（15歳未満）は昭和55年の6,297人（22.7%）から平成27年の4,160人（13.5%）と7割弱に減少し、少子高齢化が進行しています。

また、平成27年の階層別人口は、男女とも60～64歳が最も多く、この年齢を底辺とする台形ピラミッド（高齢層域）、逆台形ピラミッド（低年齢層）の分布となっています。

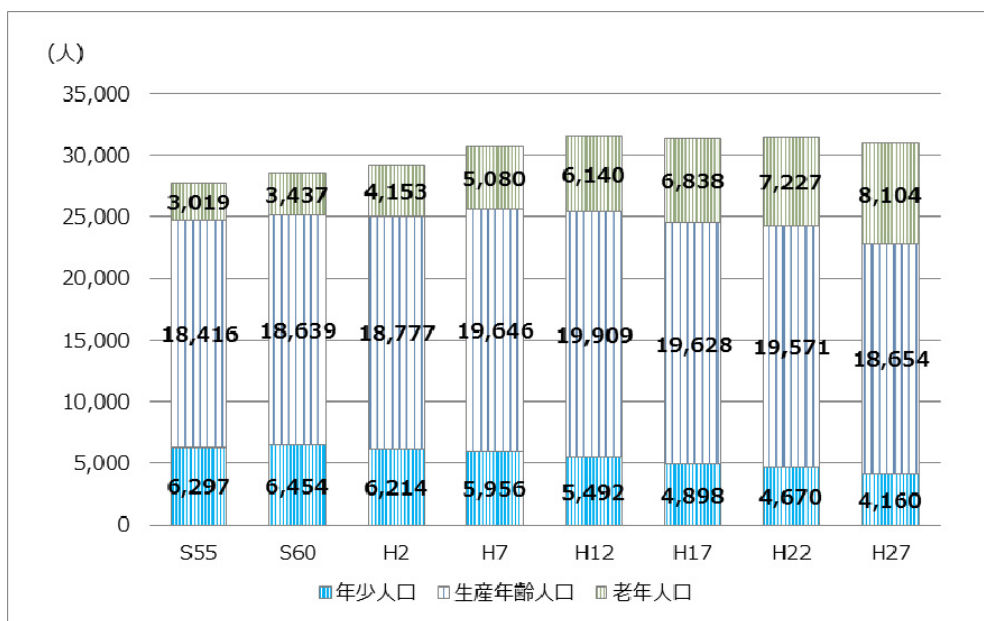


図1.2.3 年齢3階層別人口の推移（年齢不詳人口を除く）

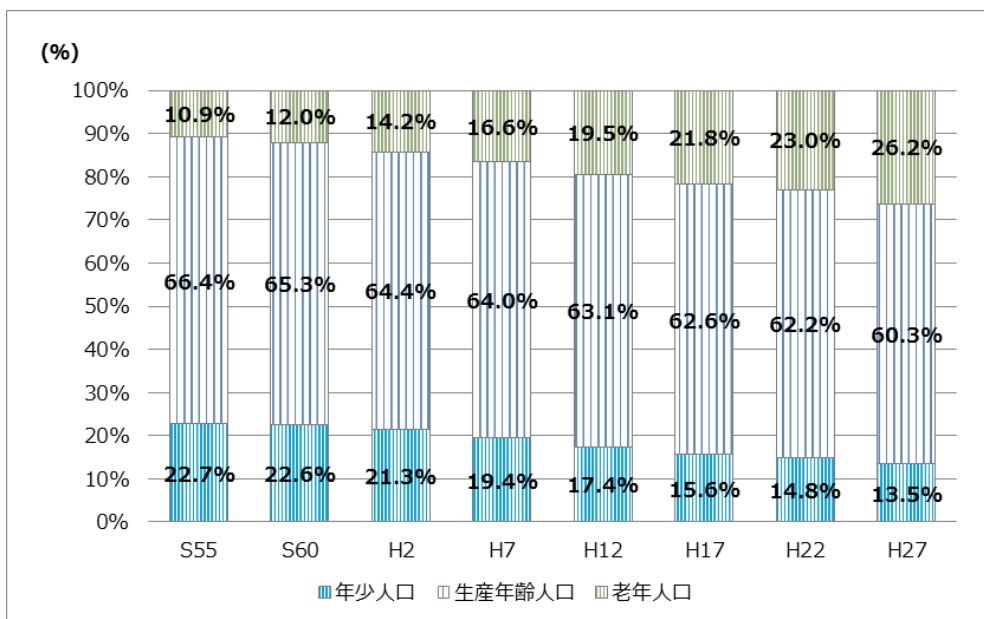


図1.2.4 年齢3階層別人口構成比の推移（年齢不詳人口を除く）

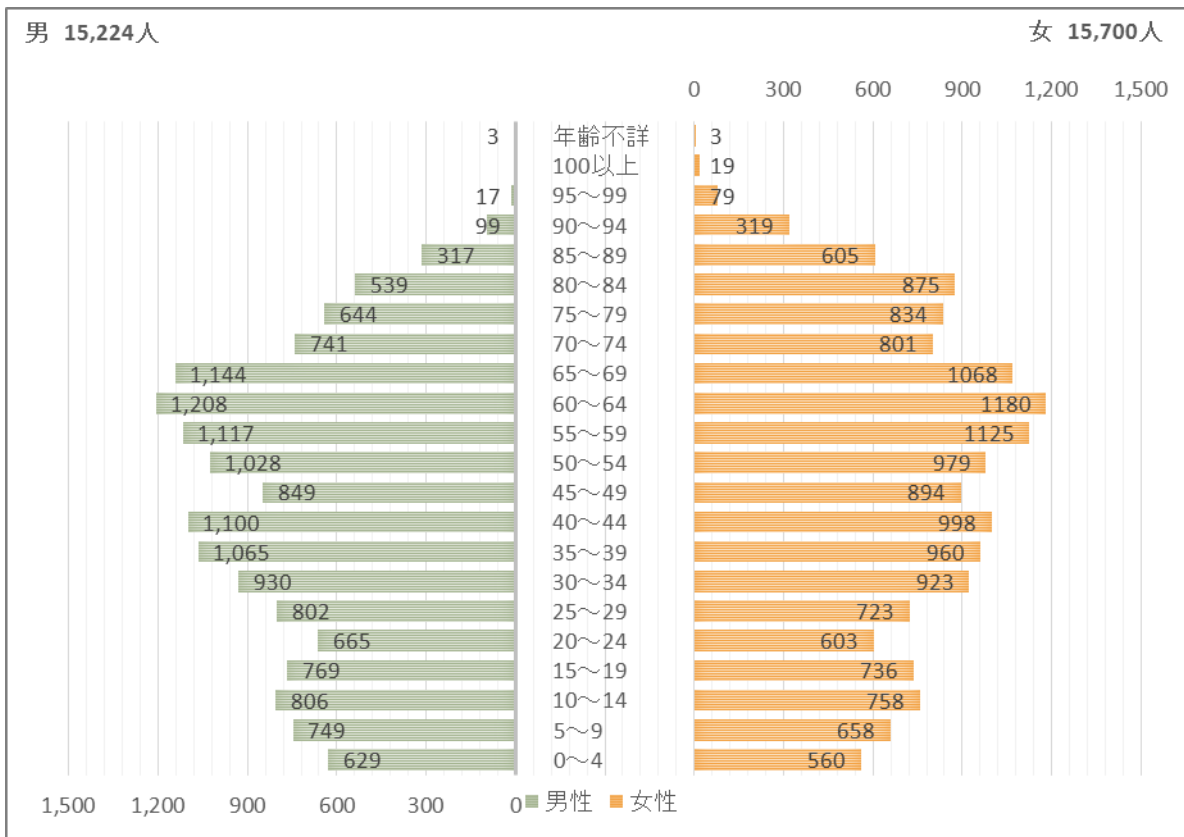


図1.2.5 年齢階層別人口（H27国勢調査 平成27年10月1日現在）

(3) 将来人口の推計

本市の将来人口は、「本宮市人口ビジョン（平成27年10月）」では、平成52（2040）年には28,056人、平成72（2060）年には24,537人まで減少すると推計しています。

また人口の構成比は、平成27年と平成72（2060）年で比較した場合、老年人口比率が27.5%から35.0%へと増加する一方で、生産年齢人口比率が59.3%から50.6%へ減少し、年少人口比率が13.2%から14.4%と微増にとどまるなど、少子高齢化が著しく進行するものと推計しています。

表1.2.2 年齢別将来人口推計

年次		目標人口						
		総数(人)	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15-64歳)		老年人口 (65歳~)	
			(人)	率(%)	(人)	率(%)	(人)	率(%)
実績値	平成22年(2010)	31,489	4,674	14.8	19,582	62.2	7,232	23.0
推計値	平成27年(2015)	30,529	4,043	13.2	18,096	59.3	8,390	27.5
	平成32年(2020)	31,002	4,168	13.4	17,803	57.4	9,031	29.1
	平成37年(2025)	30,301	4,016	13.3	16,913	55.8	9,373	30.9
	平成42年(2030)	29,615	3,761	12.7	16,262	54.9	9,593	32.4
	平成47年(2035)	28,884	3,677	12.7	15,652	54.2	9,555	33.1
	平成52年(2040)	28,056	3,577	12.7	14,740	52.5	9,740	34.7
	平成57年(2045)	27,241	3,656	13.4	13,863	50.9	9,722	35.7
	平成62年(2050)	26,337	3,695	14.0	12,665	48.1	9,977	37.9
	平成67年(2055)	25,415	3,697	14.5	12,377	48.7	9,341	36.8
平成72年(2060)	24,537	3,537	14.4	12,415	50.6	8,585	35.0	

※本宮市人口ビジョン（平成27年10月）をもとに作成。

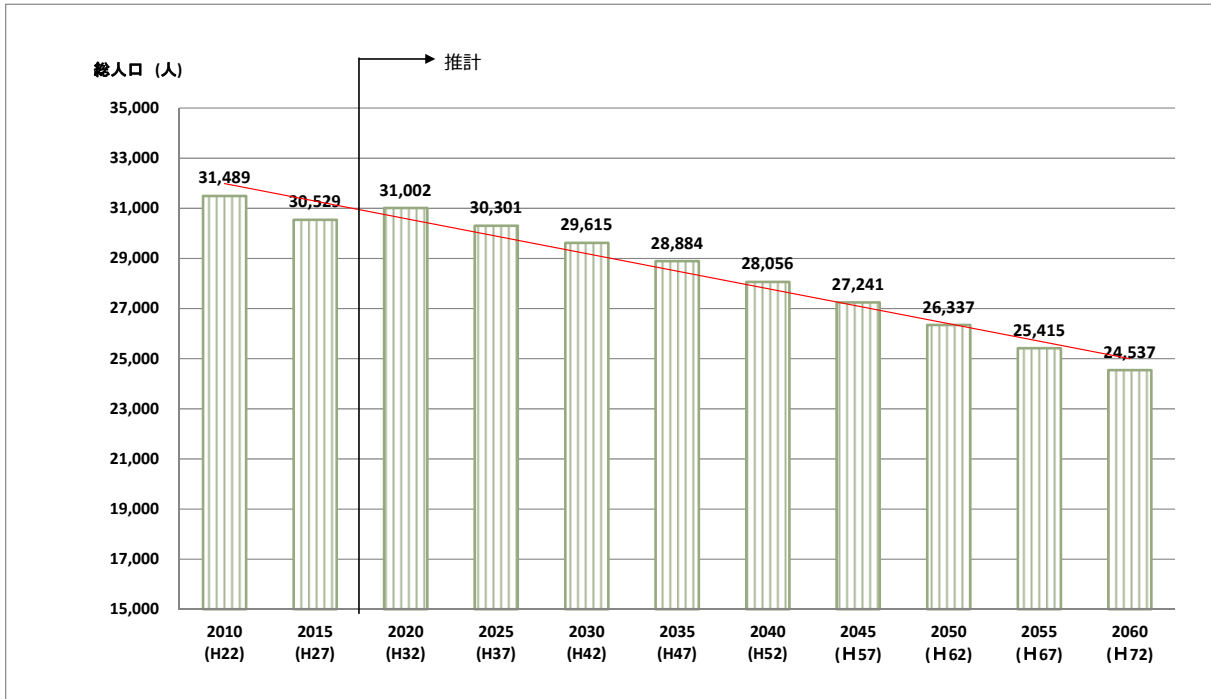


図1.2.6 将来人口推計

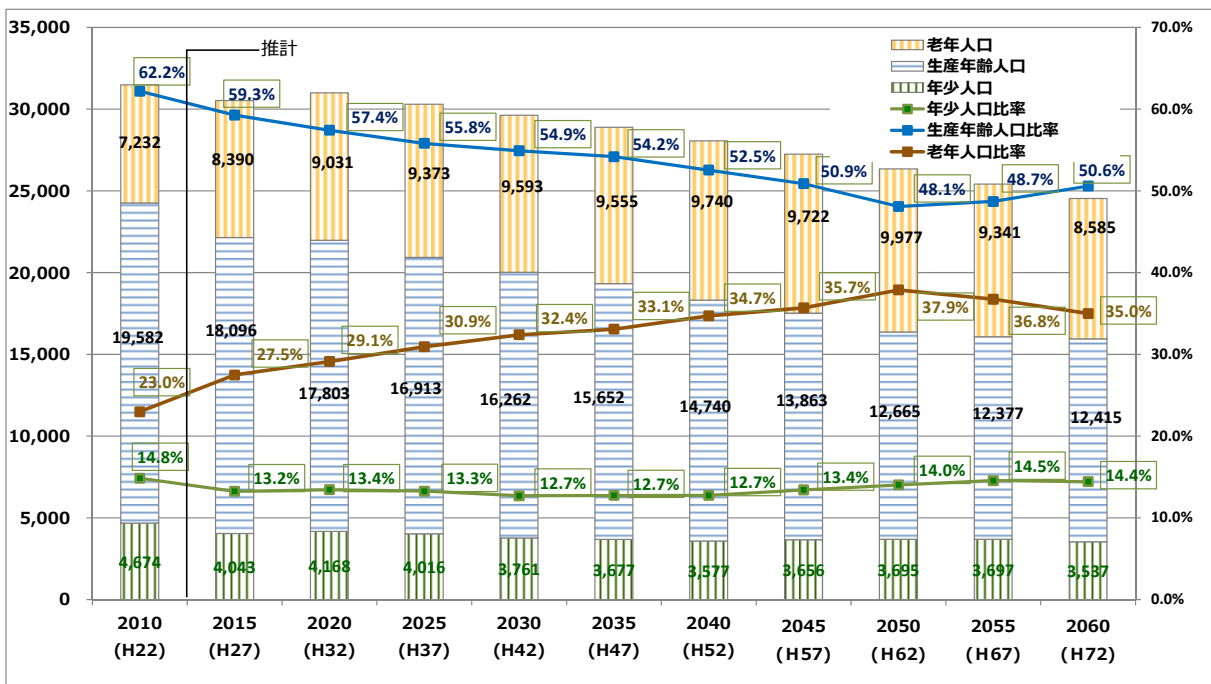


図1.2.7 将来人口推計の構成比 (年齢3階層別) 本宮市推計

3. 歳入歳出の状況

(1) 歳入の推移

平成27年度の歳入は約275億円で、そのうち地方税は約41億円です。

中・長期的には少子高齢化が進行し、生産年齢人口の減少が予測されていることから、今後、地方税は減少していくことが予想されます。

また歳入全体では、平成23年度以降、急激に増加していますが、これは東日本大震災対策復旧等に伴う国、県補助金の増加に伴う一時的な現象であり、今後、減少に転ずる可能性が高いです。

表1.3.1 歳入の推移（百万円）

項目	平成 20 (2008) 年度	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度
地方税	4,451	4,255	4,066	3,985	3,845	3,904	3,940	4,064
譲与税	233	218	211	206	192	183	174	182
交付税	2,644	2,927	3,125	4,516	4,242	3,963	3,876	3,671
国補助	1,724	1,352	1,683	2,229	1,963	2,238	4,295	1,595
県補助	963	725	563	1,380	2,620	6,565	6,760	12,913
地方債	774	704	1,160	1,477	984	1,429	1,580	1,243
その他	2,191	3,756	2,488	3,308	3,147	3,372	3,265	3,876
歳入計	12,981	13,936	13,296	17,100	16,992	21,654	23,891	27,544

※数値は四捨五入しているため、合計が合わないところがあります。

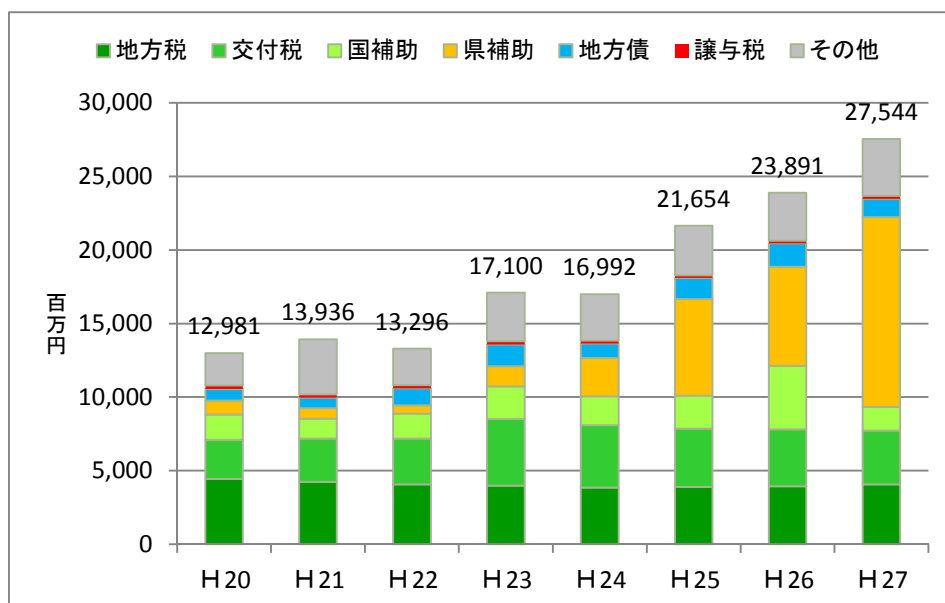


図1.3.1 歳入の推移

(2) 歳出の推移

平成27年度の歳出は約264億円であり、その内、東日本大震災の対策復旧もあって物件費が約126億円、普通建設事業費が約44億円で、平成23年度までの平均的な歳出と比較して大幅に増加しています。

また、歳出のうち扶助費は年々増加する傾向にあり、平成27年度には約15億円となっています。今後も少子高齢化などに伴う扶助費等の増加により、投資的経費に充当可能な財源の確保は、益々厳しくなるものと見込まれます。

表1.3.2 歳出の推移（百万円）

項目	平成 20 (2008) 年度	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度
人件費	2,224	2,166	2,123	2,194	2,190	2,119	2,205	2,168
物件費	1,137	1,426	1,393	1,835	3,091	6,100	6,775	12,551
維持補修費	76	85	164	54	108	271	98	92
扶助費	763	906	1,263	1,350	1,200	1,403	1,532	1,549
補助費	1,996	2,204	1,812	2,043	1,992	2,024	1,791	1,732
公債費	1,317	1,247	1,117	1,172	1,138	1,085	1,107	965
操出金	1,771	2,054	1,907	1,805	1,869	2,008	1,861	1,909
普通建設費	1,852	2,191	1,657	2,303	1,589	2,555	4,167	4,441
その他	782	1,013	1,082	3,317	2,298	2,896	3,241	962
歳出計	11,917	13,293	12,519	16,073	15,475	20,462	22,777	26,369

※数値は四捨五入しているため、合計が合わないところがあります。

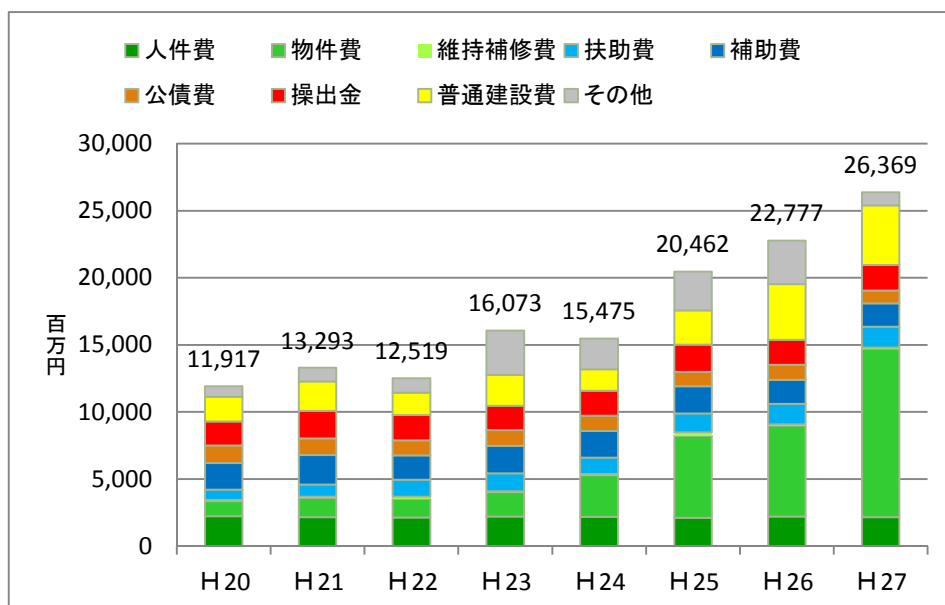


図1.3.2 歳出の推移

(3) 財政指標の状況

平成21～27年度の本市の財政指標の状況について、財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率の推移を整理します。

1) 財政力指数^{※1}

財政力指数は平成24年度からほぼ横ばいで0.6～0.7の間で推移しています。福島県内市町村平均と比較すると平年0.2程度上回っており、県内市町村の中では財政力はやや高いといえます。

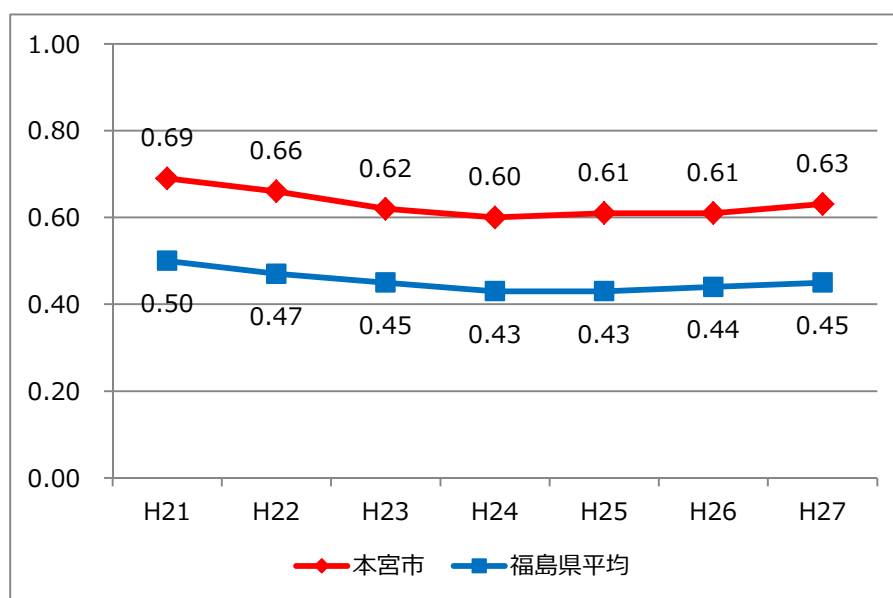


図1.3.3 財政力指数の推移

※1 地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになります。1を超える団体は国からの支援を要しない強さを示し、普通交付税の不交付団体となります。

2) 経常収支比率^{※2}

経常収支比率は、平成22年度の81.0%から一貫して増加傾向にあり、平成24年度には福島県内市町村の平均を上回り、平成26年度には89.4%に達しています。

経常収支比率が増加傾向で推移してきていることから、経常的な経費の増加抑制、低減に努める必要があります。

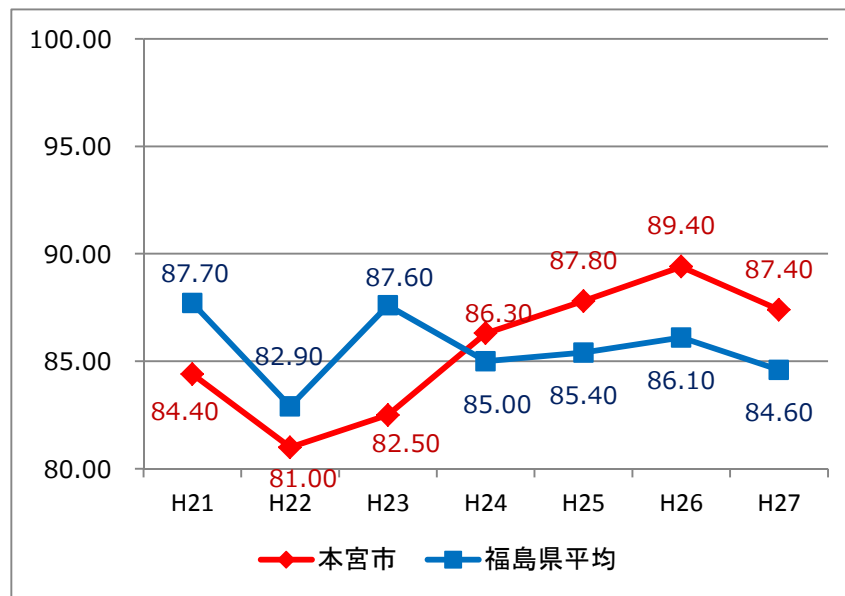


図1.3.4 経常収支比率の推移

※2 人件費や公債費、扶助費などの義務的性格の強い（節減することが困難な）経常経費に、市税や普通交付税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断する指標です。この比率が高いほど、新しいサービスを行うための余裕がないことを示しています。

3) 実質公債費比率^{※3}

実質公債費比率は、平成21年度の20.0%から順次減少してきており、平成27年度は11.1%となっています。しかし、福島県内市町村平均と比較すると約4~6%高めの水準で推移しており、引き続き公債費の抑制に努めていく必要があります。

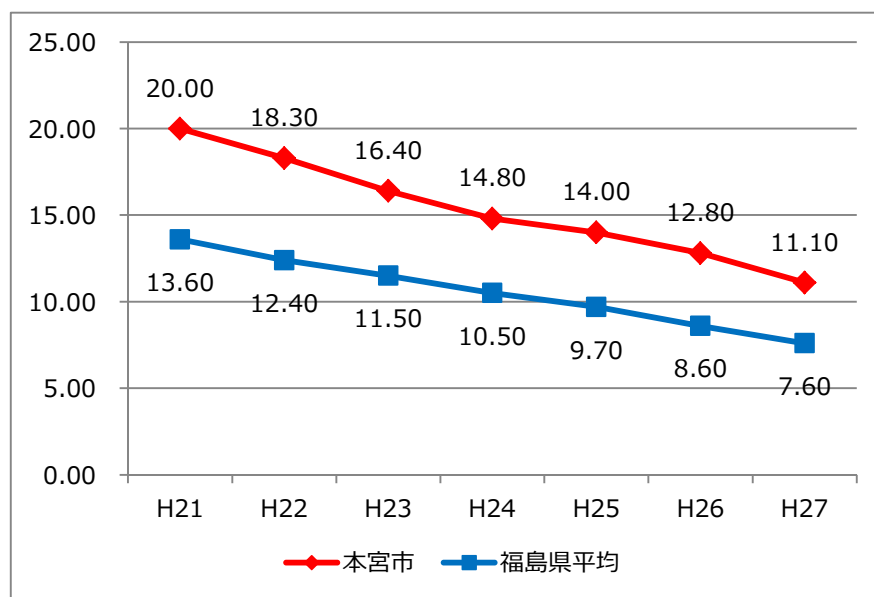


図1.3.5 実質公債比率の推移

※3 地方公共団体の公債費が財政に及ぼす負担を表す指標です。「標準財政規模」に対する元利償還金及び準元利償還金の割合で、決算に基づく数値の3カ年平均によって算出されます。「標準財政規模」とは、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる指標で、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

4) 将来負担比率^{※4}

将来負担比率は、平成21年度の211.4%が平成27年度には106.0%と年々低下してきていますが、非常に高い将来負担率を示しています。

また、福島県内市町村平均の2.6%と比べても本市の将来負担率は非常に高い水準にあり、今後も引き続き比率の低減に努めていく必要があります。

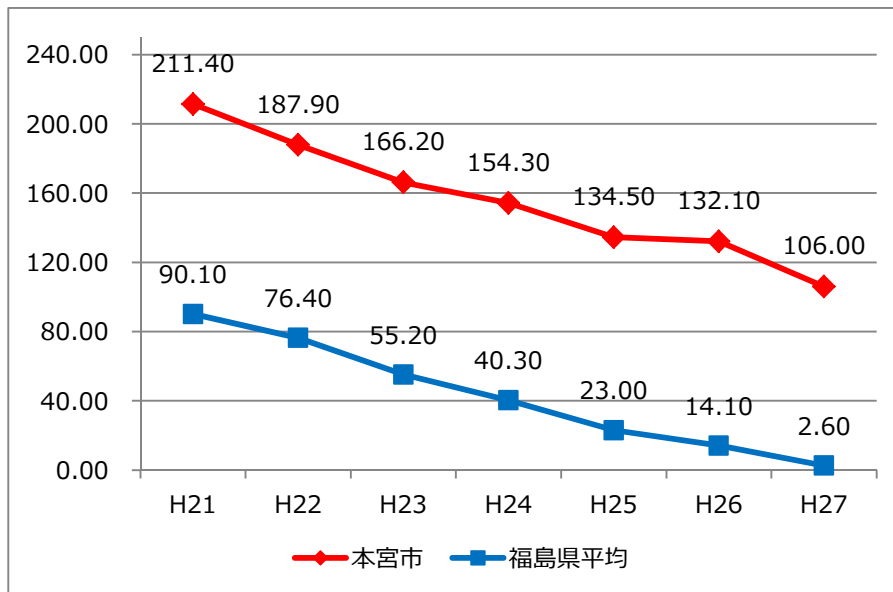


図1.3.6 将来負担比率の推移

※4 地方公共団体の実質的な将来負担の程度を示す指標です。一部事務組合や第三セクター等も含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する割合を示しています。

第2章 公共施設等の現状

1. 公共施設等の整備状況

(1) 公共施設（建物）の保有数量

本計画で対象とする公共施設（建物）の施設数は190施設（行政系施設32、市民文化系施設27など）、494棟（公営住宅178棟、学校教育系施設74棟など）であり、延床面積の合計は155,958㎡です。

延床面積の内訳は、学校教育系施設が36.5%で最も多く、次いで公営住宅16.8%、スポーツ・レクリエーション系施設が13.2%、等の順となっています。

表2.1.1 公共施設（建物）の用途別保有数量

施設の用途		施設		棟		延床面積	
大分類	中分類	施設数	構成比 (%)	棟数	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)
1	行政系施設	32	16.8	39	7.9	7,900.7	5.1
	庁舎等	4	2.1	9	1.8	5,858.6	3.8
	消防施設	28	14.7	30	6.1	2,042.1	1.3
2	公営住宅	20	10.5	178	36.0	26,223.7	16.8
3	子育て支援施設	13	6.8	26	5.3	10,447.6	6.7
	幼保	11	5.8	18	3.6	7,079.5	4.5
	幼児・児童施設	2	1.1	8	1.6	3,368.0	2.2
4	学校教育系施設	11	5.8	74	15.0	56,866.9	36.5
	小学校	7	3.7	42	8.5	34,342.3	22.0
	中学校	3	1.6	29	5.9	20,935.8	13.4
	その他教育施設	1	0.5	3	0.6	1,588.8	1.0
5	社会教育系施設	3	1.6	5	1.0	1,844.0	1.2
	図書館	1	0.5	1	0.2	480.0	0.3
	博物館等	2	1.1	4	0.8	1,364.0	0.9
6	スポーツ・レクリエーション系施設	20	10.5	25	5.1	20,615.7	13.2
	スポーツ施設	16	8.4	21	4.3	20,075.2	12.9
	レクリエーション施設・観光施設	4	2.1	4	0.8	540.4	0.3
7	保健・福祉施設	5	2.6	7	1.4	2,350.0	1.5
8	市民文化系施設	27	14.2	40	8.1	12,354.5	7.9
	集会施設	24	12.6	35	7.1	9,036.0	5.8
	文化施設	3	1.6	5	1.0	3,318.5	2.1
9	公園	3	1.6	7	1.4	347.0	0.2
10	産業系施設	8	4.2	21	4.3	7,269.0	4.7
11	医療施設	1	0.5	2	0.4	387.0	0.2
12	その他	16	8.4	23	4.7	2,579.0	1.7
13	上水道施設	22	11.6	38	7.7	3,629.0	2.3
14	下水道施設	9	4.7	9	1.8	3,144.0	2.0
総計		190	100	494	100	155,958.0	100

※構成比・面積は、小数点第2位で四捨五入しています。

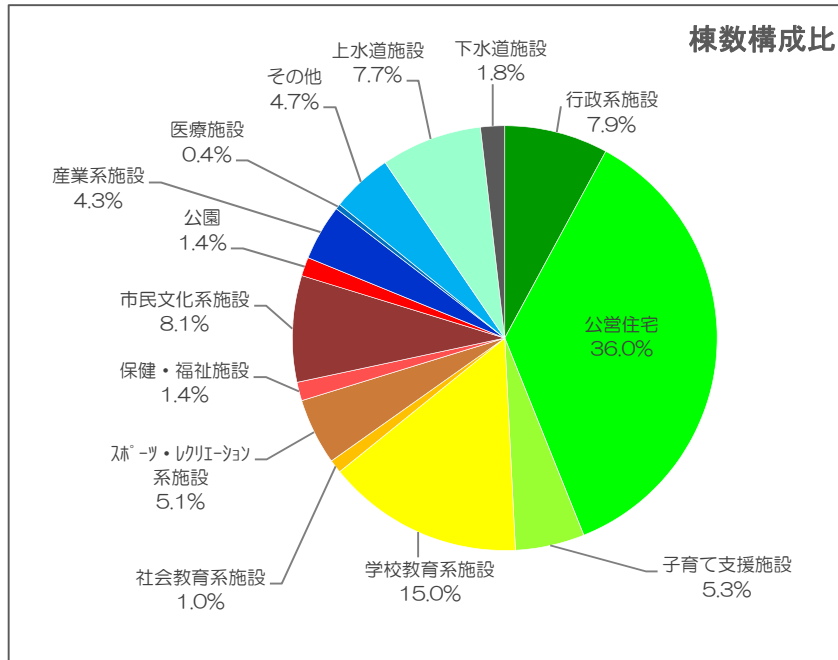


図2.1.1 公共施設（建物）の用途別棟数（構成比）

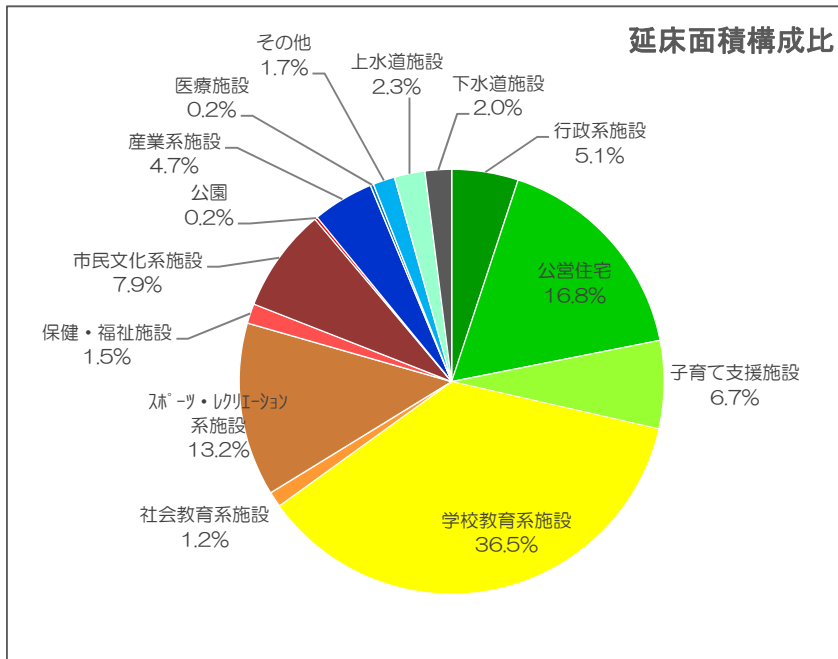


図2.1.2 公共施設（建物）の用途別延床面積（構成比）

(2) 一人当たりの公共施設（建物）の延床面積

本市の公共施設（建物）の延床面積は、155,958㎡で、市民1人あたりに換算すると5.0㎡/人（平成27年10月国勢調査人口比）となり、近隣道県における同規模及び類似団体の平均6.2㎡/人より少なく、全国平均3.4㎡/人（平成24年2月 東洋大学調査資料「全国自治体公共施設延床面積データ」）より多くなっています。

表2.1.2 近隣道県における同規模及び類似団体(注)の公共施設（建物）の一人当たりの延床面積

都道府県	同規模・及び類似団体	公共建物面積合計 (㎡)	H27年国勢調査人口 (人)	一人当たり面積 (㎡)
福島県	本宮市	155,958	30,924	5.0
北海道	根室市	207,841	26,919	7.7
	名寄市	259,586	29,060	8.9
	伊達市	237,372	35,026	6.8
青森県	平川市	179,216	32,130	5.6
	つがる市	312,471	33,326	9.4
	黒石市	180,351	34,293	5.3
岩手県	八幡平市	227,561	26,371	8.6
	二戸市	186,069	27,637	6.7
	遠野市	251,986	28,071	9.0
宮城県	角田市	132,839	30,193	4.4
秋田県	仙北市	195,923	27,530	7.1
	男鹿市	192,836	28,395	6.8
	鹿角市	203,642	32,057	6.4
	潟上市	175,448	33,098	5.3
	北秋田市	313,116	33,230	9.4
	にかほ市	160,937	25,330	6.4
山形県	長井市	97,884	27,716	3.5
	上山市	142,399	31,584	4.5
	南陽市	138,784	32,284	4.3
茨城県	潮来市	119,103	29,105	4.1
	高萩市	143,412	29,656	4.8
栃木県	那須烏山市	97,707	27,012	3.6
	矢板市	145,169	33,362	4.4
平均		185,728	30,180	6.2

※人口は、平成27年国勢調査を採用

※公有財産面積は、本宮市は本調査における集計値 (p.19)、その他の団体は平成26年度末 総務省「公共施設状況調査経年比較表」の数値を採用

※類似団体：全市区町村を「指定都市」「中核市」「特例市」「特別区」「その他の一般市」「町村」に区分し、「その他の一般市」と「町村」は人口と産業構造に応じ、「一般市」を16類型に、「町村」を15類型に区分したもの（総務省 HP より）

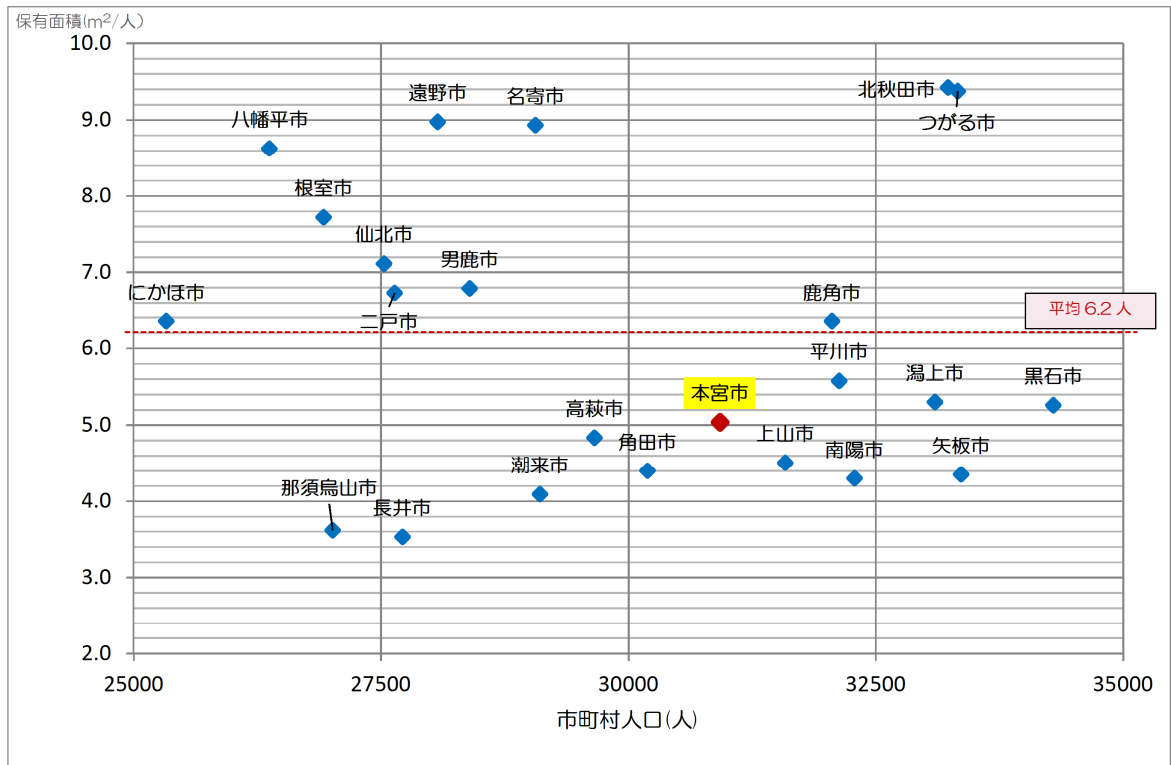


図2.1.3 近隣道県における同規模及び類似団体の公共施設（建物）の一人当たりの保有面積比較

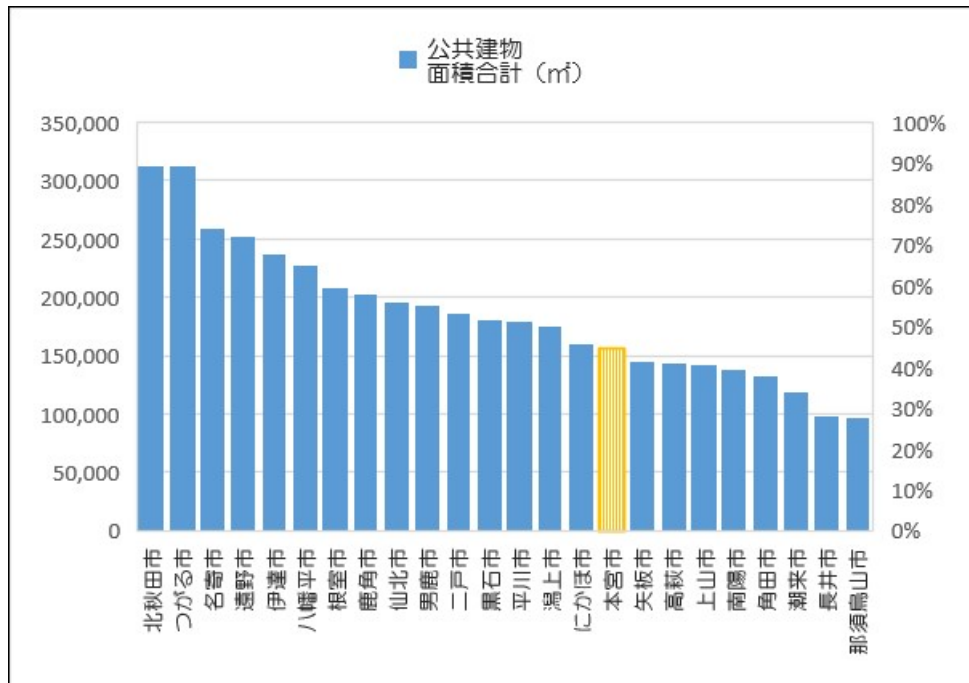


図2.1.4 同規模・類似団体の公共施設（建物）の延床面積比較

(3) 建築年別公共施設の整備の状況

1) 建築年別公共施設（建物）の整備の状況

本市の公共施設（建物）は、古くは築90年を超える建物も存在しますが、大半は昭和40年代後半以降に整備され、築20～40年が経過する建物が多く存在しています。

中でも学校教育系施設、公営住宅、市民文化系施設においては、築30年～40年を経過する建物が多く、大規模改修等が必要な状況にあります。

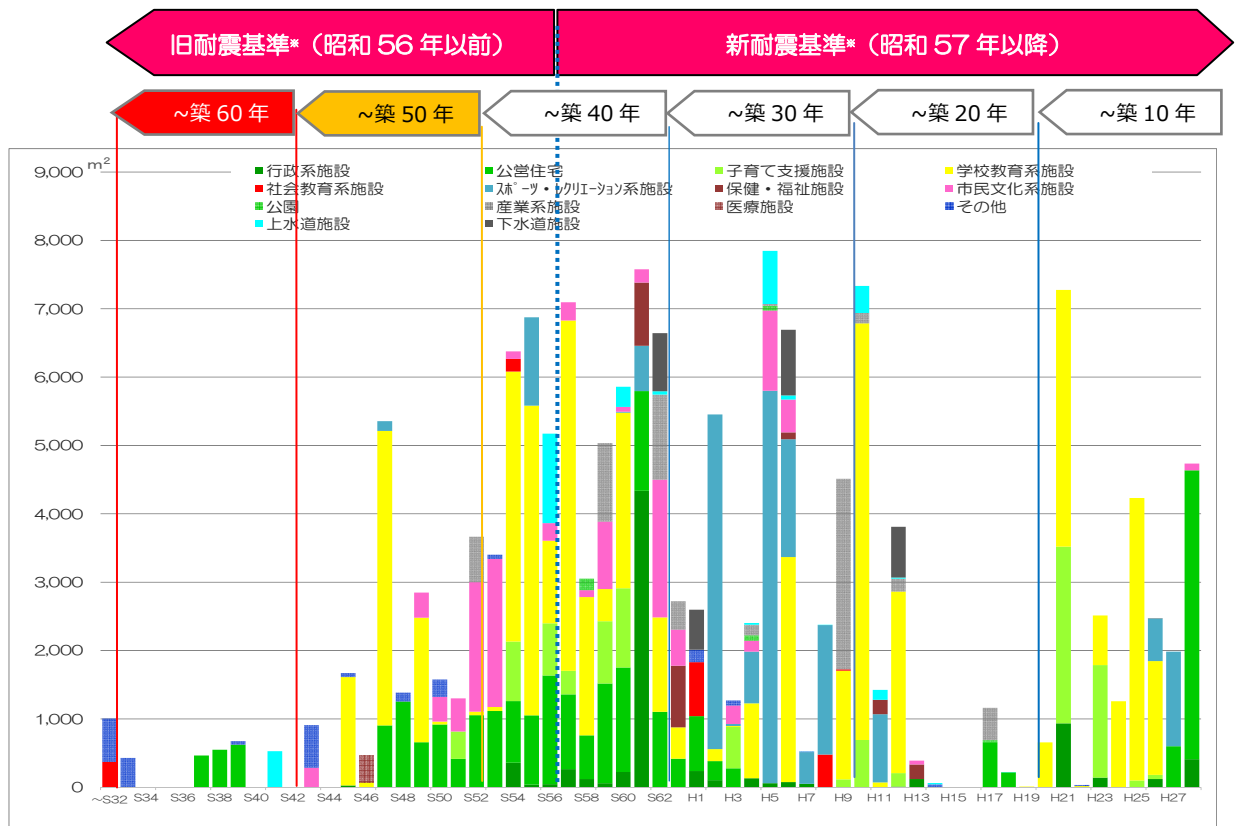


図2.1.5 用途別・建築年別の公共施設（建物）の延床面積（単位：m²）

※昭和56年6月に建築基準法が改正されています。ここでは、昭和56年5月以前建築を「旧耐震」、昭和56年6月以降建築を「新耐震」に分類しています。

2) 老朽化の状況

本市の公共施設(建物)は、築30年以上の建物が51.3%(面積79,908.2m²)を占めており、大規模改修等の対応を検討する必要があります。

またこのうち、0.6%(約1,005.4m²)については既に築60年以上を経過しており、建替え時期にあると考えられるほか、今後10年以内に建替えが必要と考えられる築50年以上の建物を含めると、2.3%(3,649.6m²)が該当しています。

大規模改修等が必要な築30年以上の建物の比率は、医療施設、その他施設、公営住宅、市民文化系施設などで高くなっています。

表2.1.3 用途別・経過年別延床面積の状況

単位：m²

番号	建築年代 大分類	建築年代							計	30 年以上	老朽 化率
		60年 以上	50- 59年	40- 49年	30- 39年	20- 29年	10- 19年	1- 9年			
1	行政系施設	-	-	24.9	5,445.9	655.7	129.6	1,606.1	7,862.2	5,470.8	69.6%
2	公営住宅	-	1,635.4	5,203.0	11,906.9	1,775.7	876.8	4,825.9	26,223.7	18,745.3	71.5%
3	子育て支援施設	-	-	402.2	4,046.9	719.0	889.6	4,389.9	10,447.6	4,449.1	42.6%
4	学校教育系施設	-	-	7,880.8	21,313.4	6,628.0	8,830.2	12,214.7	56,866.9	29,194.1	51.3%
5	社会教育系施設	370.0	-	-	184.0	1,290.0	-	-	1,844.0	554.0	30.0%
6	スポーツ・レクリエーション系施設	-	-	143.0	1,968.0	15,501.6	998.0	2,005.1	20,615.7	2,111.0	10.2%
7	保健・福祉施設	-	-	-	923.0	1,003.0	424.0	-	2,350.0	923.0	39.3%
8	市民文化系施設	-	-	3,390.5	6,170.5	2,606.0	59.0	99.5	12,325.5	9,561.0	77.6%
9	公園	-	-	-	169.0	146.0	32.0	-	347.0	169.0	48.7%
10	産業系施設	-	-	665.0	2,396.0	3,395.0	813.0	-	7,269.0	3,061.0	42.1%
11	医療施設	-	-	387.0	-	-	-	-	387.0	387.0	100.0%
12	その他	635.4	480.8	1,074.6	63.1	264.2	42.0	19.0	2,579.0	2,253.8	87.4%
13	上水道施設	-	528.0	-	1,651.0	871.0	579.0	-	3,629.0	2,179.0	60.0%
14	下水道施設	-	-	-	850.0	1,547.0	743.0	4.0	3,144.0	850.0	27.0%
総 計		1,005.4	2,644.2	19,171.0	57,087.6	36,402.2	14,416.1	25,164.0	155,890.5	79,908.2	-
構成比		0.6%	1.7%	12.3%	36.6%	23.4%	9.2%	16.1%	100%	51.3%	

注) 年代不明施設面積67.5m²除く

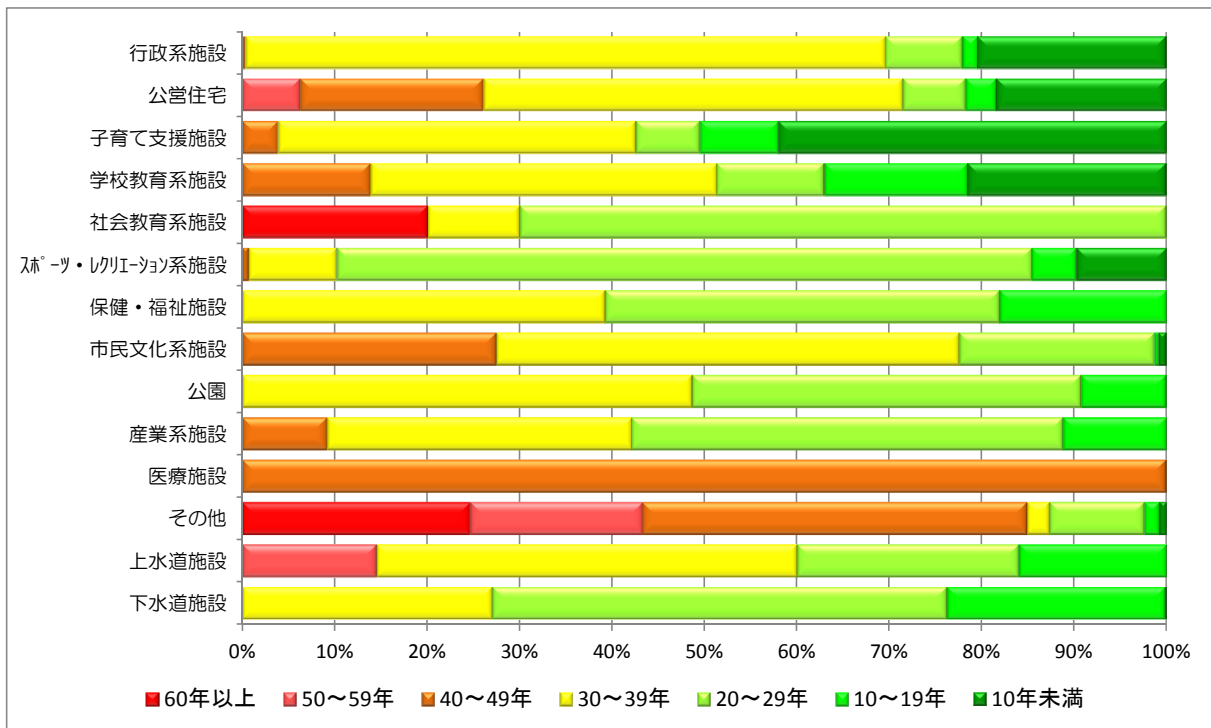


図2.1.6 用途別・経過年別延床面積（構成比）

3) 耐震化実施状況

本市の公共施設(建物)のうち、73.8%は新耐震基準に適合しています。

また、耐震診断の結果、耐震改修が不要と判断された建物(6.5%)と、耐震改修を実施済である建物(10.8%)を含め、施設全体の91.2%が耐震性を有するものと判断できます。

本市では、残る8.8%の公共施設(建物)について、耐震性の確保が求められます。

表2.1.4 耐震化実施状況

建築年	適合耐震基準	耐震診断	診断結果	耐震工事	区分の表示	延床面積(m ²)	比率(%)
判明	新耐震基準	(耐震性有)	耐震化不要	-	新耐震基準適合(耐震改修不要)(A)	115,169.2	73.8
	旧耐震基準	実施済	耐震化不要	-	旧耐震基準(耐震改修実施済)(B)	16,891.2	10.8
			耐震化必要	実施済	旧耐震基準(耐震改修不要)(C)	10,177.0	6.5
				未実施	旧耐震基準(耐震改修未実施)	4,302.6	2.8
			不明	旧耐震基準(耐震改修実施状況不明)	-	-	
	未実施	-	-	旧耐震基準(耐震診断未実施)	9,350.4	6.0	
不明	-	-	-	旧耐震基準(耐震診断実施状況不明)	-	-	
不明	-	-	-	-	建築年不明	67.5	0.04
総計						155,958.0	100.0
耐震化済(A)+(B)+(C)						142,237.4	91.2

※延床面積、比率は、小数点第2位で四捨五入しています。ただし、建築年不明は小数点第3位で四捨五入しています。

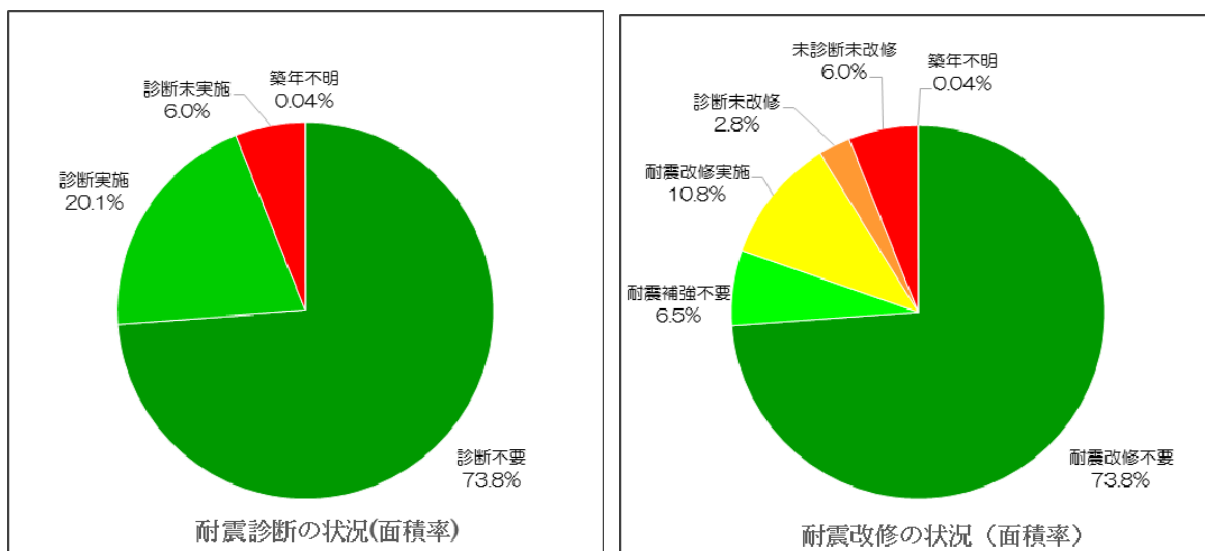


図2.1.7 耐震化実施状況

2. インフラ資産の整備状況

インフラ資産（道路、橋梁、上水道施設、下水道施設）について、それぞれの施設の現況（延長・面積、整備年代）を把握し、以下に整理しました。

表2.2.1 インフラ資産の状況

インフラ資産		延長 (m)	面積 (㎡)	備考
1	道路 計	902,668	4,001,392	
	一般道路	(902,388)	(4,000,463)	
	自転車歩行者道	(280)	(929)	
2	橋梁 計	1,969	12,562	
3	上水道施設(管路) 計	342,633	-	
4	下水道施設(管路) 計	77,478	-	

(1) 道路の整備状況

本市の道路の総延長は約902.7km（総面積：約400万k㎡）となっています。

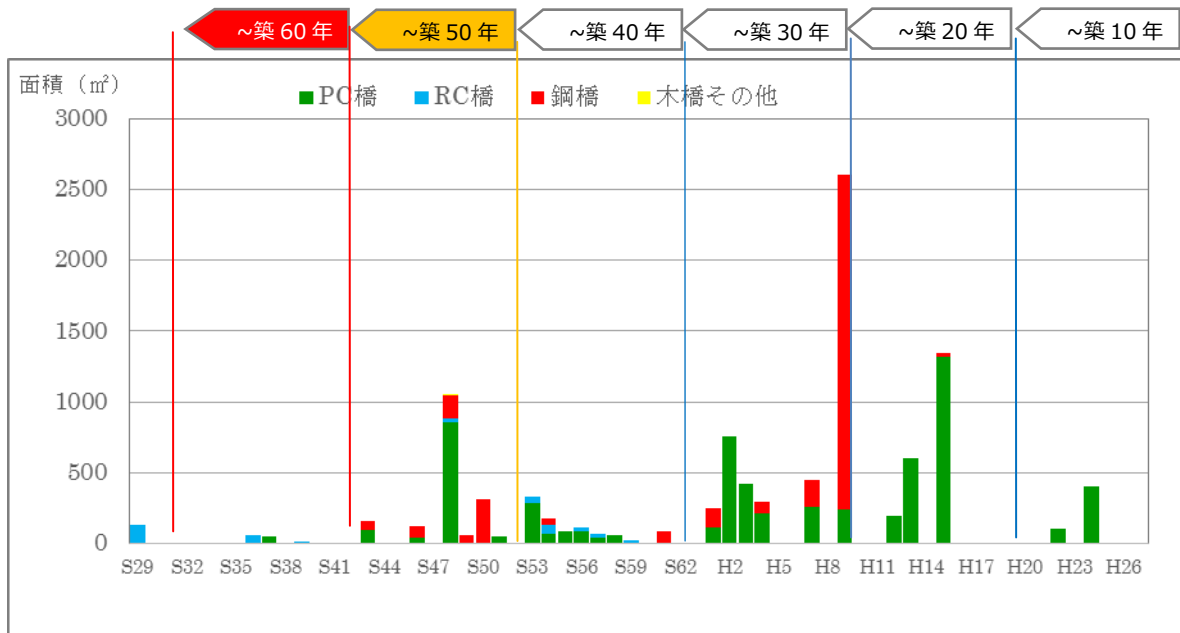
(2) 橋梁の整備状況

本市の橋梁は179橋（橋長15m以上29橋、橋長15m未満150橋）で、面積は約12,562㎡です。

整備経過年別面積割合は、整備後30年未満のものが約59%と多くを占めていますが、経過年40年以上の橋梁は15.9%と多く、また耐用年数60年以上を経過する橋も1.0%存在しています。

表2.2.2 橋梁の経過年数別整備面積

経過年	面積		全数量		15m以上数量	
	面積 (㎡)	面積割合 (%)	全数量	数量割合 (%)	15m以上数量	数量割合 (%)
10年未満	510.8	4.1	2	1.1	1	3.4
10～20年未満	2,144.0	17.1	7	3.9	6	20.7
20～30年未満	4,776.8	38.0	15	8.4	11	37.9
30～40年未満	952.7	7.6	19	10.6	1	3.4
40～50年未満	1,757.6	14.0	22	12.3	8	27.6
50～60年未満	113.4	0.9	3	1.7	1	3.4
60年以上	130.4	1.0	1	0.6	1	3.4
不明	2,176.0	17.3	110	61.5	0	-
計	12,561.6	100	179	100	29	100



※整備年度不明を除く

図2.2.1 橋梁の年度別整備面積

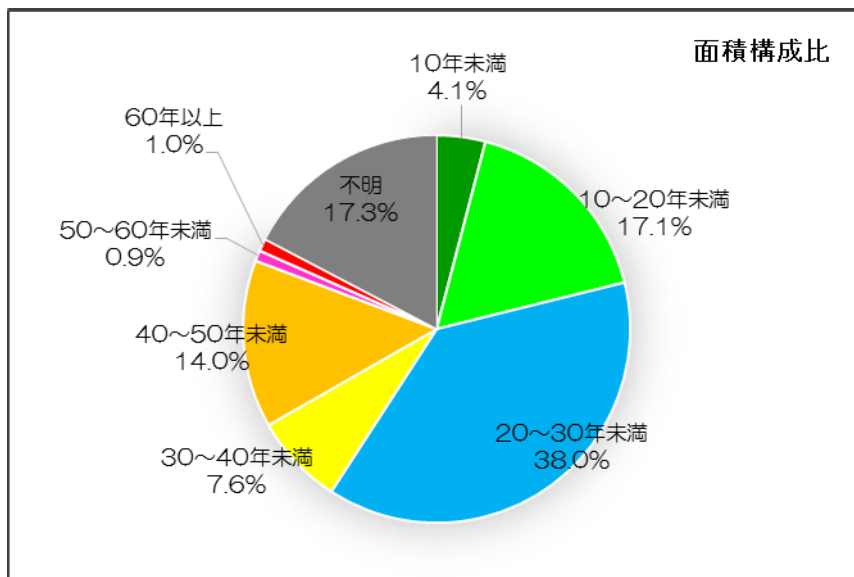


図2.2.2 橋梁の経過年数別面積構成比

(3) 上水道施設（管路）の整備状況

上水道施設(管路)は、導水管、送水管、配水管の3種類整備されています。

1) 管種別整備状況

上水道施設（管路）の合計延長は、約342.6km（導水管約5.6km、送水管約9.0km、配水管約328.0km）です。

法定耐用年数40年以上を経過する管路は、全体で約21.6km(6.3%)です。また、今後10年以内に耐用年数を経過する築30～39年の管路が、約73.2km(21.4%)あります。

表2.2.3 上水道施設の管種別・経過年別整備延長

単位：m

管種	10年未満	10～20年未満	20～30年未満	30～40年未満	40～50年未満	50年以上	計
導水管	510	933	1,327	2,799	0	27	5,596
送水管	0	4,079	971	3,998	0	0	9,048
配水管	26,574	142,268	71,187	66,411	17,087	4,462	327,989
計	27,084	147,280	73,485	73,208	17,087	4,489	342,633
経過年別比率	7.9%	43.0%	21.4%	21.4%	5.0%	1.3%	100.0%

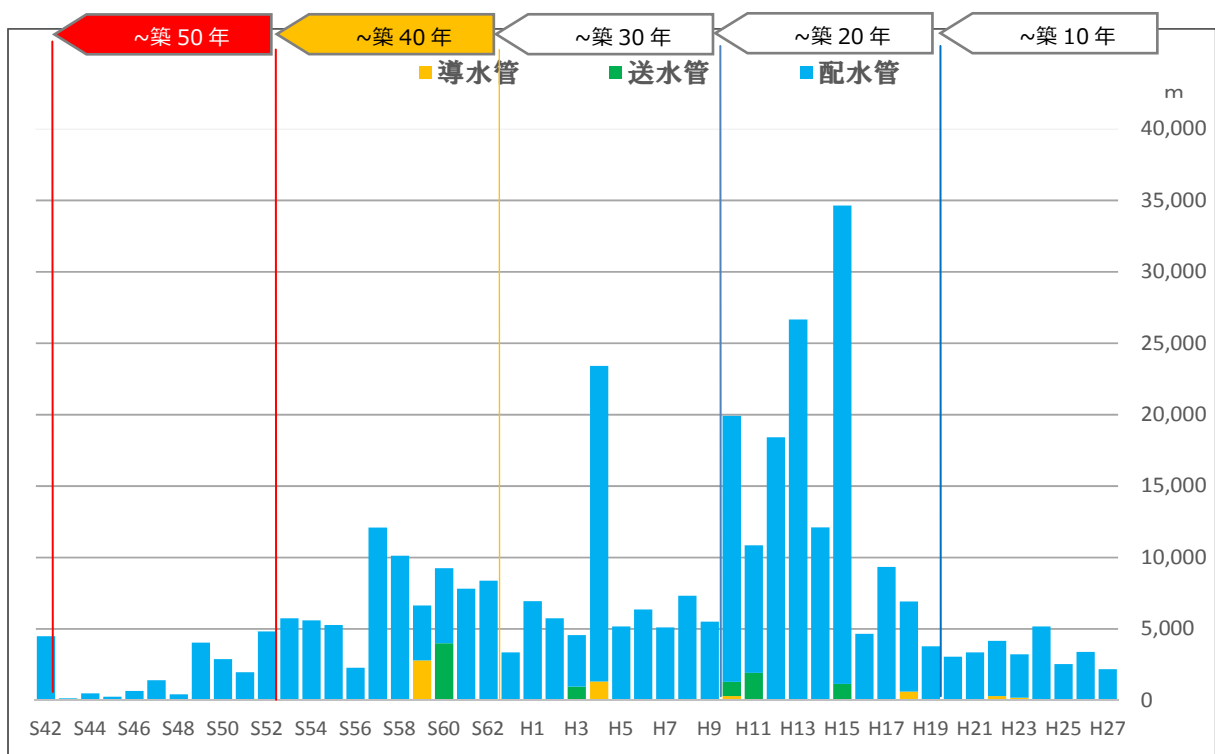


図2.2.3 年代別上水道の整備状況（管種別）

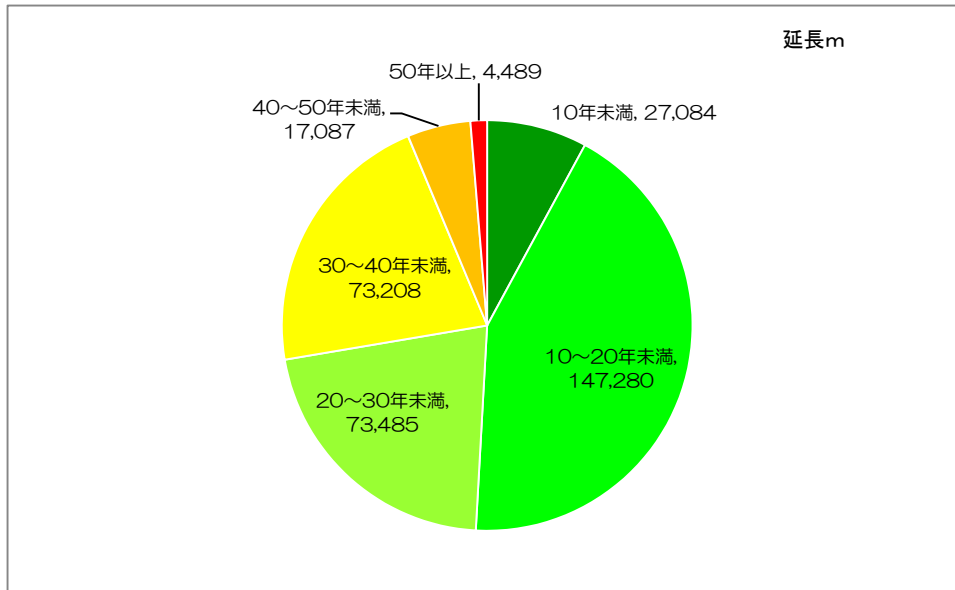


図2.2.4 上水道施設の整備年代別管路延長

2) 管径別整備状況

上水道施設（管路）の管径別整備延長は、配水管100～125mm 以下が約112km（32.8%）と最も多く、次いで配水管75～100mm 以下が約72.3km（21.1%）、配水管150～200mm 以下が約67.0km（19.6%）と、この3種類の管路で全体の7割以上を占めています。

表2.2.4 上水道施設延長（管径別）の割合

管種	管径	延長 (m)	割合 (%)
導水管	300mm 以下	1,121	0.3
	300mm～500mm 以下	4,475	1.3
	小計	5,596	1.6
送水管	300mm 以下	5,050	1.5
	300mm～500mm 以下	3,998	1.2
	小計	9,048	2.6
配水管	50 mm 以下	9,014	2.6
	50 mm～75 mm 以下	26,357	7.7
	75 mm～100 mm 以下	72,303	21.1
	100 mm～125 mm 以下	112,419	32.8
	125 mm～150 mm 以下	0	-
	150 mm～200 mm 以下	66,973	19.6
	200 mm～250 mm 以下	15,391	4.5
	250 mm～300 mm 以下	7,888	2.3
	300 mm～350 mm 以下	3,135	0.9
	350 mm～400 mm 以下	6,142	1.8
	400 mm～450 mm 以下	6,872	2.0
	450 mm～500 mm 以下	431	0.1
	500 mm～550 mm 以下	1,064	0.3
	小計	327,989	95.8
計		342,633	100.0

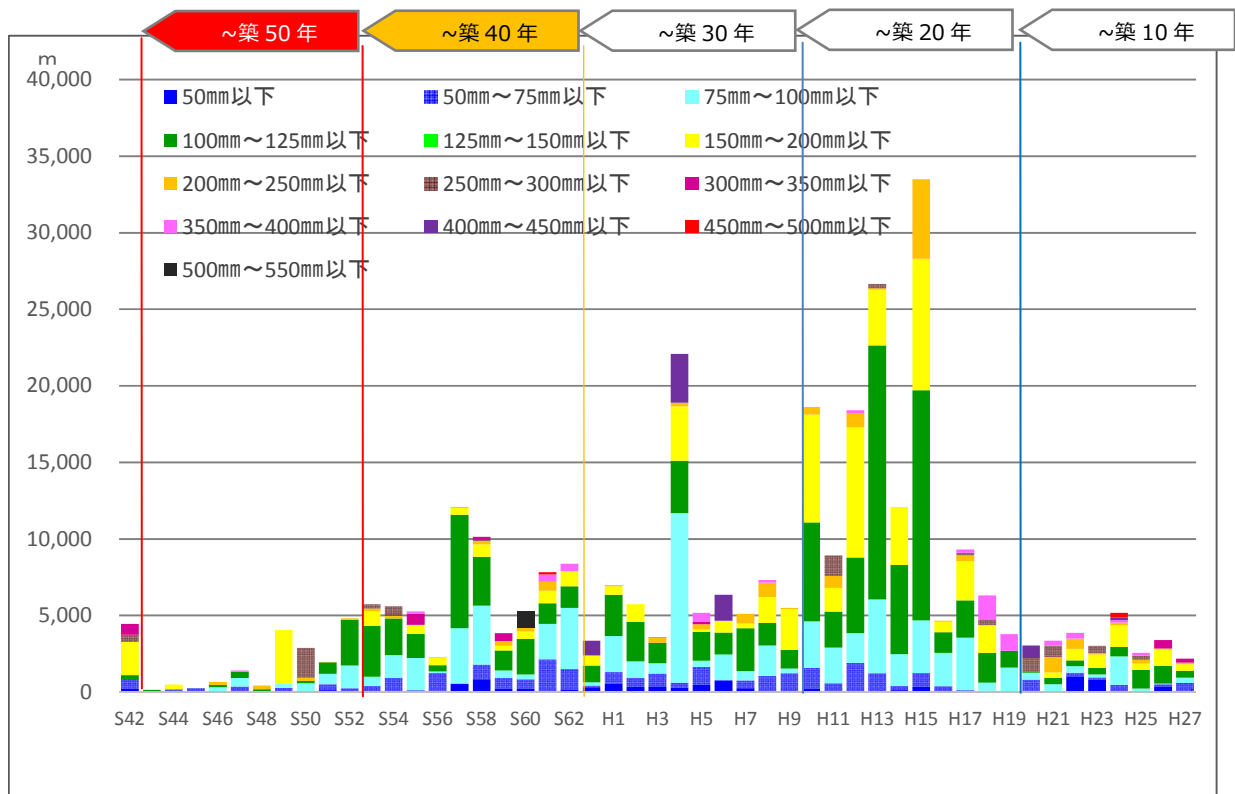


図2.2.5 年代別上水道の整備状況（管径別）

(4) 下水道施設（管路）の状況

1) 管種別整備状況

下水道施設（管路）は、昭和52年以降に整備されており比較的新しい施設です。

管種別には、コンクリート管が約6.4 km（8.2%）、塩ビ管が約69.4 km（89.5%）、その他の管種が約1.7 km（2.2%）の3種類の管路が整備され、総延長は約77.5 kmです。

法定耐用年数の50年を過ぎている管路は無く、今後10年以内に耐用年数を経過する築40年以上の管路は約0.2 kmです。

表2.2.5 下水道施設の管種別整備延長

管種	延長 (m)	割合 (%)
コンクリート管	6,376	8.2
塩ビ管	69,374	89.5
その他	1,728	2.2
計	77,478	100.0

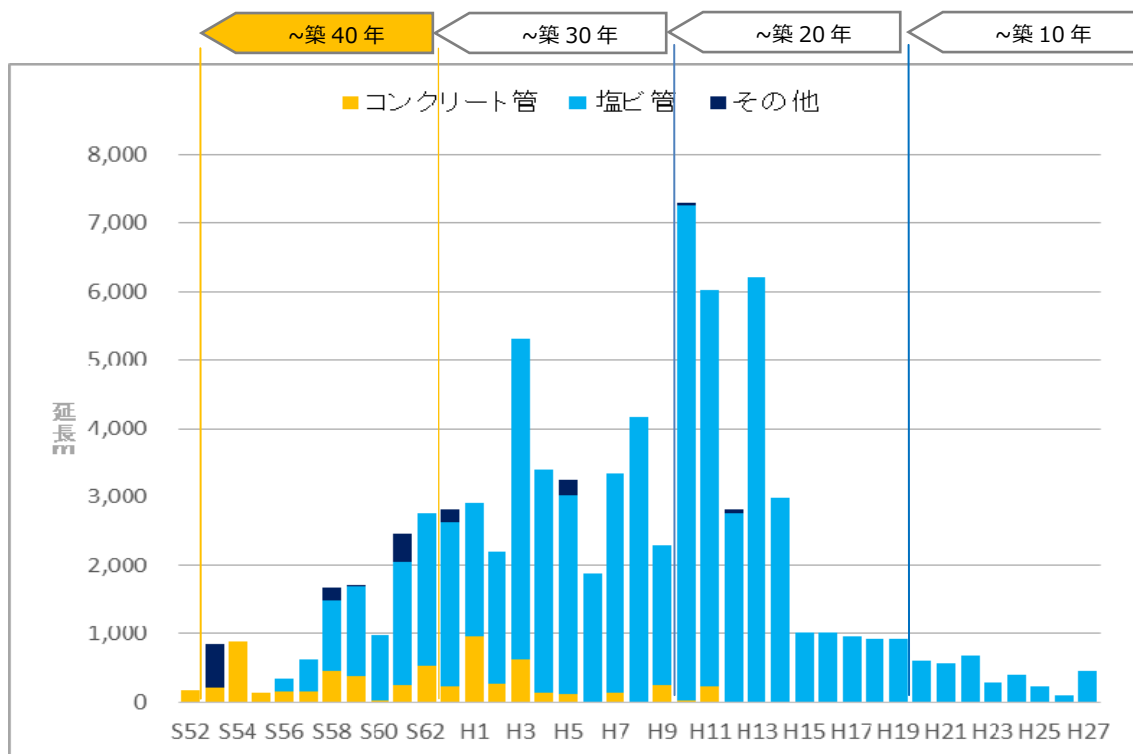


図2.2.6 下水道施設の年代別・管種別整備状況

表2.2.6 下水道施設の年代別整備延長

年代別	延長 (m)	割合 (%)
10年未満	3,296	4.3
10～20年未満	30,098	38.8
20～30年未満	31,521	40.7
30～40年未満	12,377	16.0
40～50年未満	186	0.2
総延長	77,478	100.0

2) 管径別整備状況

下水道施設（管路）は、管径250mm以下の延長が9割以上（約70.8km）を占めています。

整備年度は、管径1001～2000mm以下が昭和50年代初期に、次いで管径501～1000mm以下が昭和50年代後期に整備されており、その後管径251～500mm以下、管径～250mm以下が順次整備されています。

表2.2.7 下水道施設の管径別構成比

管径	延長 (m)	割合 (%)
管径 250mm 以下	70,818	91.4
管径 251～500mm 以下	4,227	5.5
管径 501mm～1000mm 以下	765	1.0
管径 1001～2000mm 以下	1,668	2.2
計	77,478	100.0

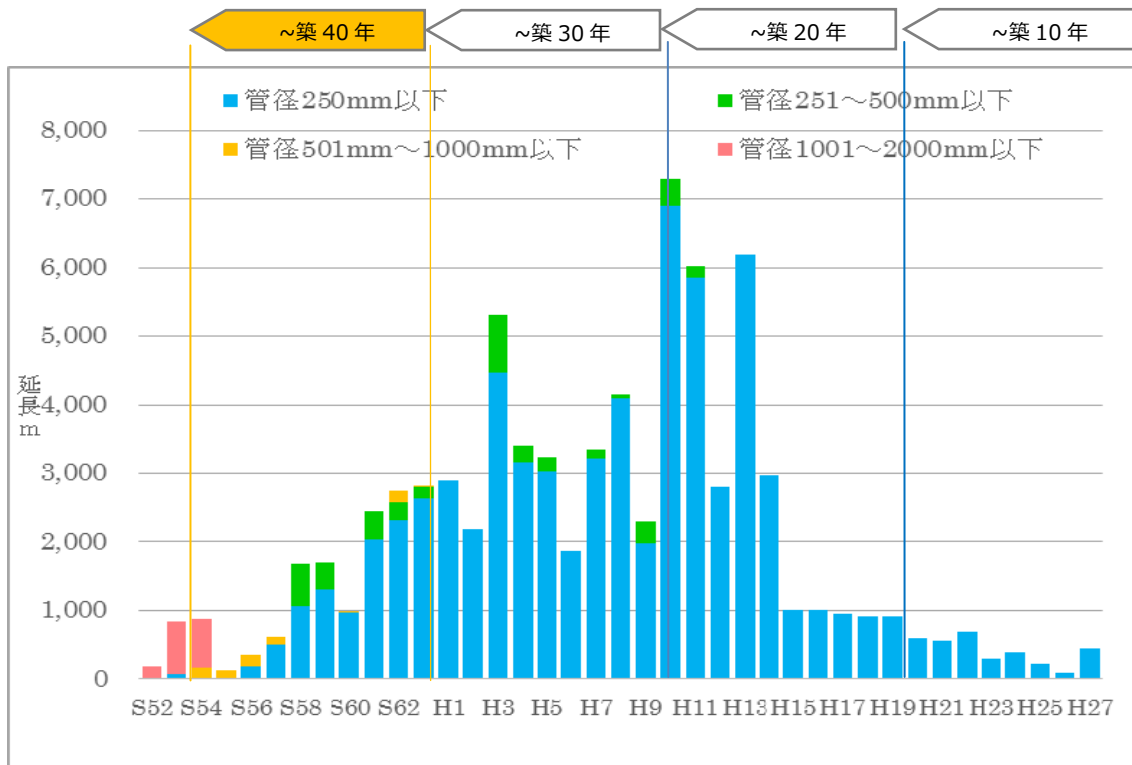


図2.2.7 下水道施設の年代別・管径別整備状況

3. 各施設の利用状況

市が保有している公共建築物のうち、主な市民利用施設の利用状況は以下のとおりです。

(1) 大分類別施設の利用

建築系公共施設（建物）の中では、子育て支援施設が最も多く利用され、平成27年度では延べ約23.5万人が利用しています。このほか、スポーツ・レクリエーション系施設約22.7万人、市民文化系施設約16.0万人等となっています。

過去3年間の利用の伸び率は全体では横ばいですが、子育て支援施設、市民文化系施設、学校教育系施設は増加し、産業系施設、医療施設の利用者は減少する傾向にあります。

表2.3.1 大分類別施設利用者数の推移表

単位：人

大分類	2013年度	2014年度	2015年度
子育て支援施設	215,374	233,282	234,968
学校教育系施設	105,596	112,850	119,685
社会教育系施設	39,872	40,152	39,395
スポーツ・レクリエーション系施設	218,544	216,040	227,118
保健・福祉施設	21,953	21,855	20,513
市民文化系施設	143,461	147,240	159,247
公園	103,244	92,755	101,066
産業系施設	32,660	35,457	20,461
医療施設	5,439	4,912	4,447
総計	886,143	904,543	926,900

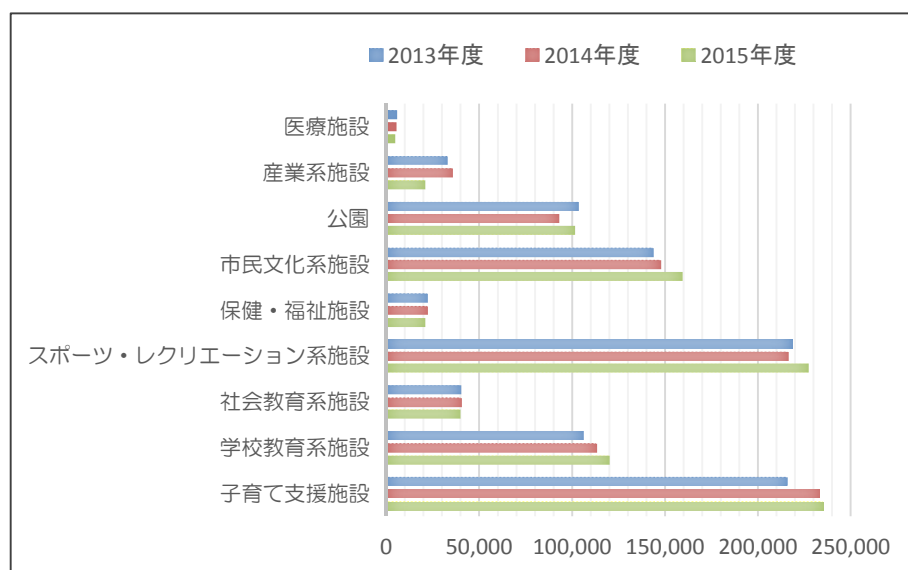


図2.3.1 大分類別施設の利用者数の推移

(2) 中分類別施設の利用

中分類別施設の利用は、その利用形態を鑑み次の4分類に区分して示します。

- ・スポーツ施設、公園管理施設
- ・文化施設、集会施設、図書館、博物館等
- ・幼児・児童施設、高齢福祉施設
- ・小学校、中学校

利用状況をまとめると以下の通りです。

1) スポーツ施設、公園管理施設の利用者

スポーツ施設の利用が多く、平成27年度は約23万人と本市の人口の約7.3倍の人が利用・訪れています。

このほか公園管理施設の利用も盛んで、年間約10万人（市民一人当たり年約3.3回利用程度）の人が利用しています。

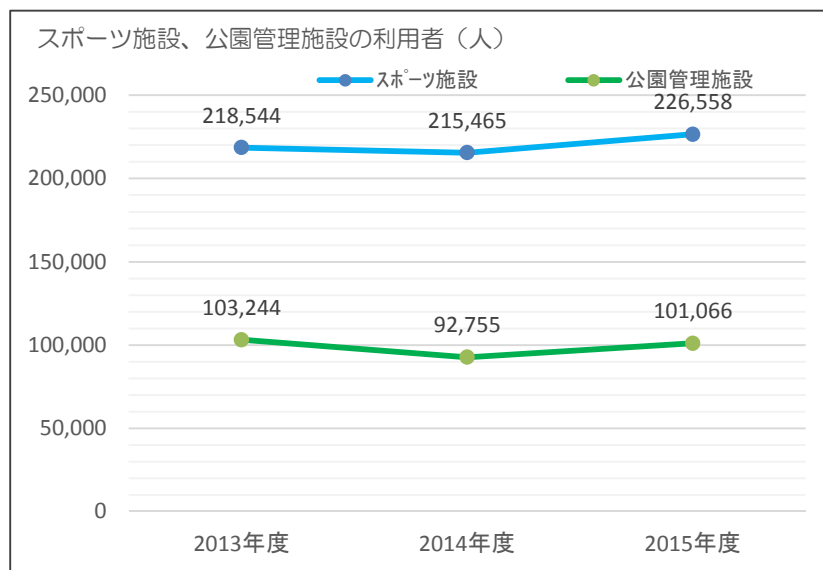


図2.3.2 スポーツ施設、公園管理施設の利用者数の推移

2) 文化施設、集会施設の利用者

集会施設は約12.3万人（市民一人当たり年約4.1回利用程度）、文化施設は約3.6万人（市民一人当たり年約1.2回利用程度）利用されています。集会施設の利用は増加していますが、その他の利用推移は横ばいです。

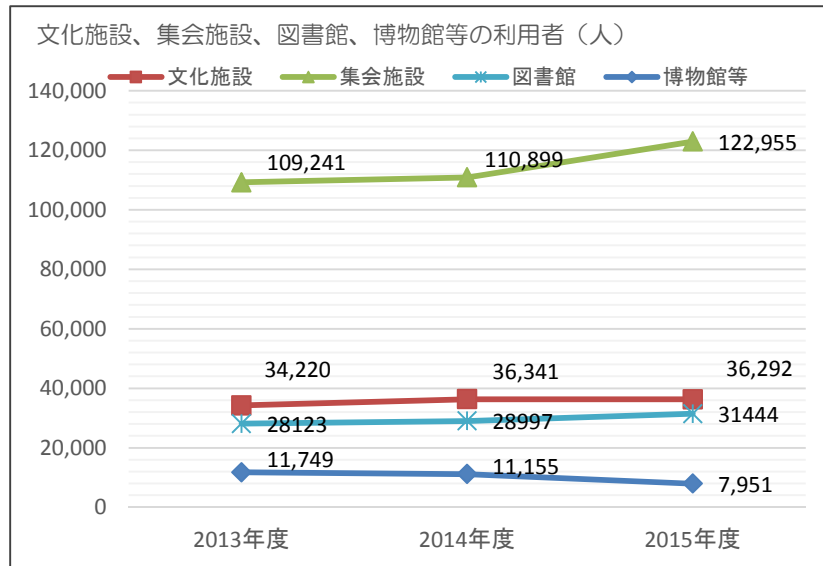


図2.3.3 文化施設、集会施設の利用者数の推移

3) 幼児・児童施設、高齢福祉施設の利用者

幼児・児童施設の利用が盛んで、平成27年度は23.5万人（市民一人当たり年約7.6回利用程度）が利用し、ここ3カ年、利用者は増加してきています。高齢福祉施設は約2.1万人の利用あり、ここ3カ年の利用は横ばいです。

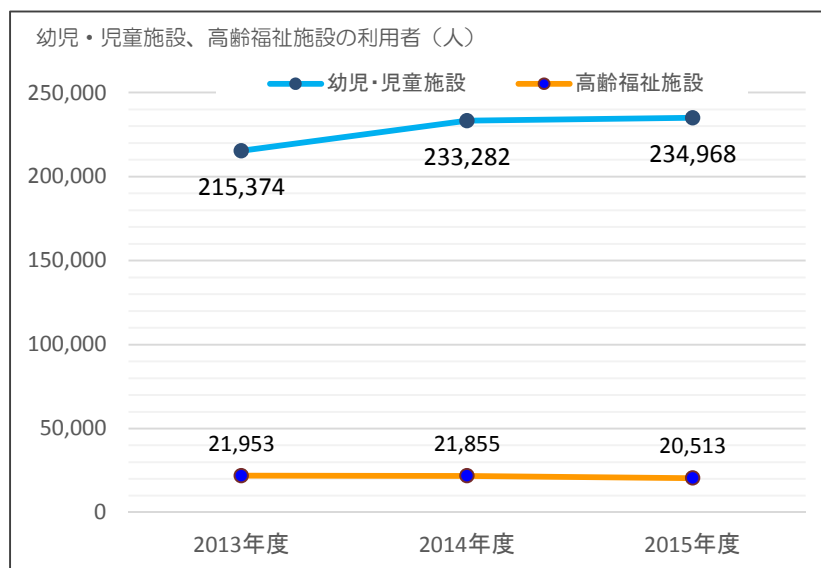


図2.3.4 児童施設、高齢福祉施設の利用者数の推移

4) 小学校、中学校施設の利用者※

中学校施設は、社会教育団体における利用者が年約9.6万人で年々増加し、市民1人当たり年3回程度の利用となっています。小学校施設の利用は中学校施設の3割程度で、利用者数は横ばいで推移しています。

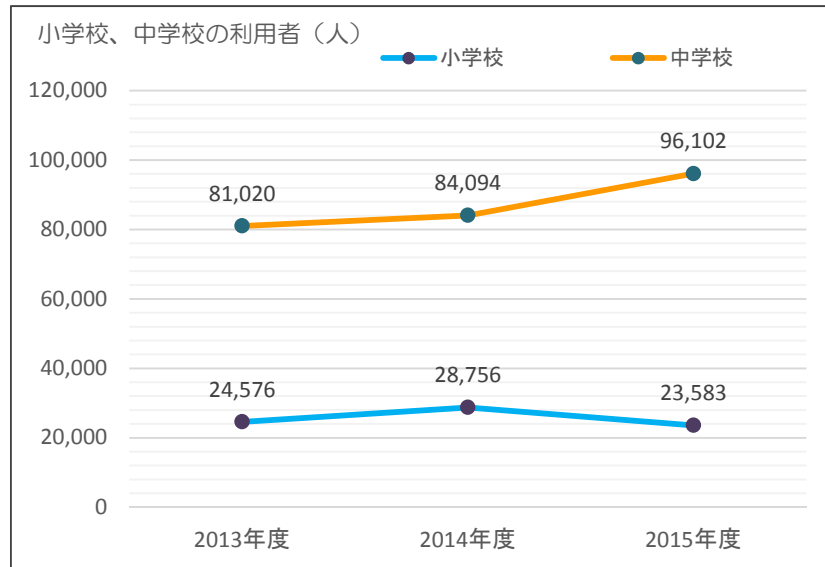


図2.3.5 小学校、中学校施設の利用者の推移

※小学校、中学校については、生徒以外（社会教育団体等）による学校施設の利用状況を整理しています。

第3章 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

1. 中長期的な経費の試算方法

本計画における中長期的な経費の試算は、建物の大規模改修が必要とされる期間（一般に建築後30年）を考慮し、平成29年度から平成68年度までの40年間を対象に実施します。

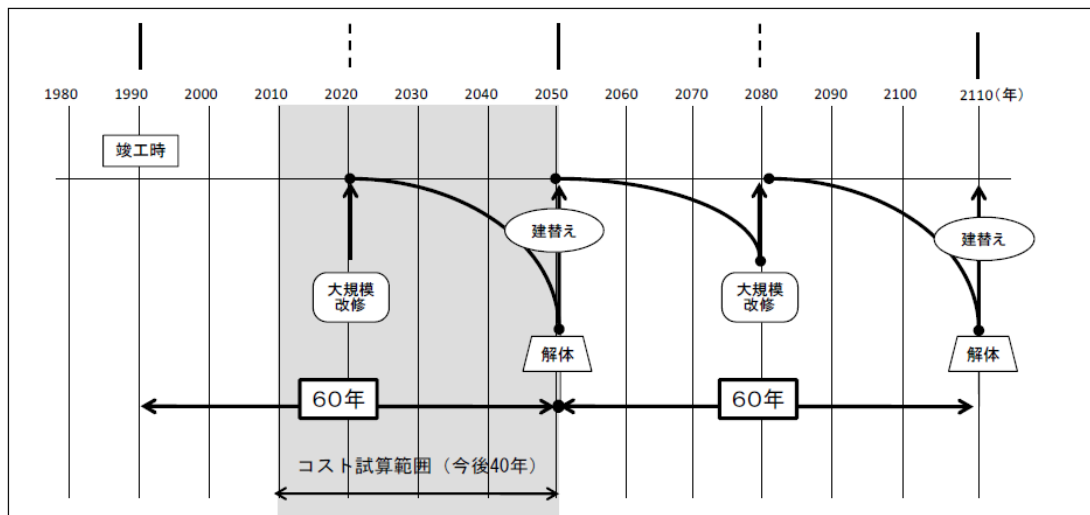
また、本計画での試算に当たっては、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成27年5月）」に基づき、次の項目について設定します。

- 耐用年数の設定
- 単価の設定（大規模改修・建替え）
- 期間の設定（大規模改修・建替え）
- 積み残しの処理（大規模改修・建替え）

(1) 建替えコストの考え方

1) 建替え実施年度

今回の試算は、公共施設の標準的な耐用年数とされる60年を設定します。



※地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月 財団法人自治総合センター）より

図3.1.1 大規模改修及び建替えのライフサイクル

2) 建替え単価の設定

本計画においては、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.1 施設用途別の建替え単価

番号	施設の用途	建替え単価
1	行政系施設	40 万円/㎡
2	公営住宅	28 万円/㎡
3	子育て支援施設	33 万円/㎡
4	学校教育系施設	33 万円/㎡
5	社会教育系施設	40 万円/㎡
6	スポーツ・レクリエーション系施設	36 万円/㎡
7	保健・福祉施設	36 万円/㎡
8	市民文化系施設	40 万円/㎡
9	公園	33 万円/㎡
10	産業系施設	40 万円/㎡
11	医療施設	40 万円/㎡
12	その他	36 万円/㎡
13	上水道施設	36 万円/㎡
14	下水道施設	36 万円/㎡

※上水道施設ならびに下水道施設については、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」における「供給処理施設」と同等と仮定しました。

3) 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を3年間とします。

費用は各年度で均等配分とし、59年目、60年目、61年目に割り当てて計算します。

4) 建替えコストの計算例

＜通常の建替えの場合＞

例えば昭和35年度の建築の場合、平成32年度が建築から60年目にあたることから、59年目の平成31年度から工事を開始し、61年目の平成33年度に工事完了となります。

建築年	59年目	60年目	61年目
	建替え開始		完了
昭和35年度	← 平成31年度	平成32年度	平成33年度 →

年間費用は、建替え費用を3等分した値とし、行政系施設を建替える場合は、単価40万円/㎡、延床面積を3,000㎡と仮定すると、以下のように年間4億円のコストとなります。

$$\text{年間費用} = \text{単価 (40万円/㎡)} \times \text{延床面積 (3,000㎡)} / 3 \text{カ年} = 4 \text{億円/年}$$

5) 築60年以上経過している施設の取り扱い

既に60年以上経過し、建替え時期が到来している建物については、今後10年間で建替えを実施することとします。

(2) 大規模改修コストの考え方

1) 大規模改修の実施年度

実施年度は、施設の種類、建物構造によらず、建設してから一律30年目に実施することと仮定します。ただし、そのうち今後10年以内に建替えを迎える建物については、大規模改修を実施しないものとします。

2) 大規模改修単価の設定

本計画においては、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.2 施設用途別の大規模改修単価

番号	施設の用途	大規模改修単価
1	行政系施設	25 万円/㎡
2	公営住宅	17 万円/㎡
3	子育て支援施設	17 万円/㎡
4	学校教育系施設	17 万円/㎡
5	社会教育系施設	25 万円/㎡
6	スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡
7	保健・福祉施設	20 万円/㎡
8	市民文化系施設	25 万円/㎡
9	公園	17 万円/㎡
10	産業系施設	25 万円/㎡
11	医療施設	25 万円/㎡
12	その他	20 万円/㎡
13	上水道施設	20 万円/㎡
14	下水道施設	20 万円/㎡

※上水道施設ならびに下水道施設については、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」における「供給処理施設」と同等と仮定しました。

3) 修繕期間

大規模改修では修繕期間を2年とし、費用を均等配分とします。

4) 修繕コストの計算例

＜通常の修繕の場合＞

例えば平成2年度の建築の場合、平成32年度が建築から30年目にあたることから、29年目にあたる平成31年度から工事を開始し、30年目にあたる平成32年度に工事完了となります。

建築年	29年目	30年目
	修繕開始	完了
平成2年度	←—————→	
	平成31年度	平成32年度

年間費用は、修繕費用を2等分した値とし、行政系施設を修繕する場合は、単価25万円/㎡、延床面積2,000㎡と仮定すると、以下のように年間2億5,000万円のコストになります。

$$\text{○ 年間費用} = \text{単価 (25万円/㎡)} \times \text{延床面積 (2,000㎡)} / \text{2カ年}$$

$$\text{=2億5,000万円/年}$$

5) 築30年以上経過している施設の取り扱い

既に30年以上経過し、大規模改修時期が到来している建物については、今後10年間で実施します。なお、建設時からの経過年数が、30年以上50年未満のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より50年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定します。

(3) インフラ資産の更新の考え方

1) 道路

道路の更新費用は、路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備されており、年度別に把握するのは困難なため、現在の総面積に対し試算します。

① 道路の耐用年数

道路の耐用年数については、全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。

② 道路の更新単価の設定

道路の更新については、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.3 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般道路（市道）	4,700円/㎡
	自転車歩行者道	2,700円/㎡

2) 橋梁

① 橋梁の耐用年数

橋梁については、法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定し、以下の構造別年度別面積に対し、それぞれの更新費用を乗じて更新費用を試算します。

② 橋梁の更新単価の設定

橋梁の単価については、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.4 橋梁の更新単価

分類	対象施設	単価
橋 梁	PC（プレストレスト・コンクリート）橋	425,000円/㎡
	RC橋	425,000円/㎡
	鋼 橋	500,000円/㎡
	木橋その他	425,000円/㎡

3) 上水道施設

① 上水道施設の耐用年数

上水道管路は、整備した年度から**法定耐用年数の40年を経た年度に更新**すると仮定します。

上水処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設（建物）の更新年数にて更新すると仮定します。

② 上水道施設（管路）の更新単価の設定

上水道施設（管路）の更新単価については、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.5 上水道施設（管路）の更新単価

分類	管径	更新単価
導水管 送水管	～300mm以下	100,000円/m
	～500mm以下	114,000円/m
配水管	～150mm以下	97,000円/m
	～200mm以下	100,000円/m
	～250mm以下	103,000円/m
	～300mm以下	106,000円/m
	～350mm以下	111,000円/m
	～400mm以下	116,000円/m
	～450mm以下	121,000円/m
	～500mm以下	128,000円/m
	～550mm以下	128,000円/m

4) 下水道施設

① 下水道施設の耐用年数

下水道施設（管路）は、整備した年度から**法定耐用年数の50年を経た年度に更新**すると仮定します。

なお、下水処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設（建物）の更新年数にて更新すると仮定します。

② 下水道施設（管路）の更新単価の設定

下水道施設（管路）の更新単価については、次の単価を用いて試算を行います。

表3.1.6 下水道施設（管路）の更新単価

分類	管径	単価
下水道施設 （管径別）	～250mm以下	61,000円/m
	251～500mm以下	116,000円/m
	501～1000mm以下	295,000円/m
	1001～2000mm以下	749,000円/m

2. 充当可能な財源および中長期的な経費の見込み

(1) 充当可能な財源の見込み（建物、道路・橋梁）

過去5年間の建物と土木・インフラ（道路・橋梁）に係る投資的経費の平均は約1,292百万円です。

東日本大震災以降は、建物の投資的経費が一時的に増大していますが、今後減少に転ずることが予想されることに加え、少子高齢化による扶助費の増加等により、投資的経費に充当される財源の確保は益々厳しくなるものと見込まれます。

表 3.2.1 投資的経費（建物・道路・橋梁）の推移

単位:百万円

一般会計		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	5年間 平均	
1 建物	投資的経費(建物)	434	39	801	805	2,253	866	
2 土木・インフラ	投資的経費 (土木・インフラ)	745	336	308	382	356	426	
内 訳	道路	道路関係 投資的経費	668	268	208	375	255	355
	橋梁	橋梁関係 投資的経費	77	68	100	7	101	71
計		1,179	375	1,109	1,187	2,609	1,292	

※小数点第1位（十万円の位）で四捨五入しています。

※用地費を除いています。

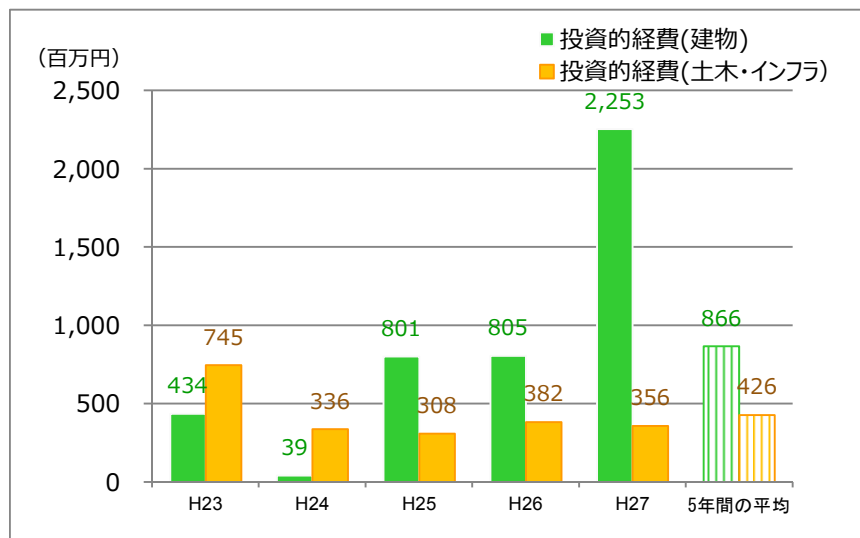


図3.2.1 投資的経費（建物・道路・橋梁）の推移

(2) 充当可能な財源の見込み（上水道施設、下水道施設）

上水道施設の過去5年間の投資的経費平均は約388百万円、下水道施設の過去5年間の投資的経費平均は約267百万円となっています。

建物、道路・橋梁の投資的経費と同様に、投資的経費に充当される財源の確保は益々厳しくなるものと見込まれます。

表3.2.2 投資的経費（上水道施設、下水道施設）の推移

単位：百万円

特別会計		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	5年間平均
1 上水道施設	投資的経費（上水道）	668	435	265	358	215	388
	（上水道）	668	435	265	358	215	388
2 下水道施設	投資的経費（下水道）	289	226	224	122	473	267
	（公共下水道）	289	226	224	122	473	267
計		957	661	489	480	688	655

※小数点第1位（十万円の位）で四捨五入しています。

※用地費を除いています。

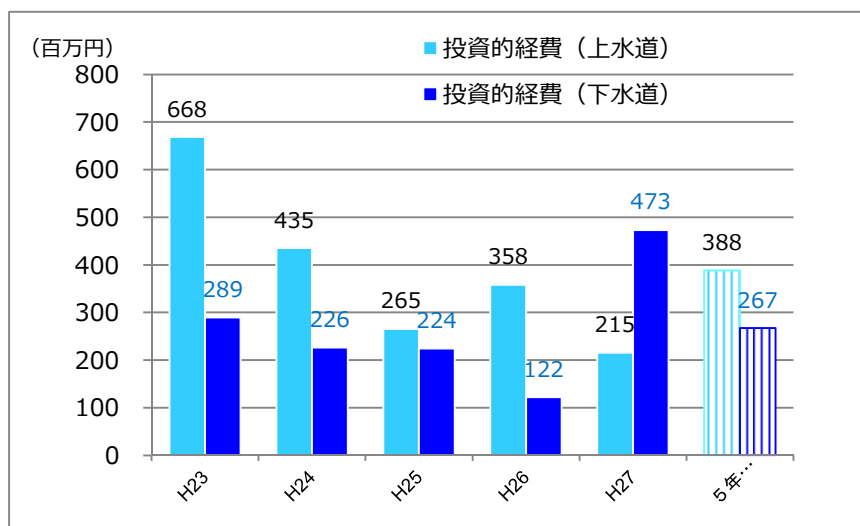


図3.2.2 投資的経費（上水道施設、下水道施設）の推移

(3) 中長期的な経費の見込み

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、現状の公共施設等をそのまま利用し続けた場合にどの程度の見込みとなるかを、「公共施設等更新費用試算ソフト（Ver.2.10）」の考え方にに基づき、試算しました。

1) 建物

【試算条件】

- ・新規施設の建設は行わない。
- ・建設後60年目で建替え（更新）する。建て替え時は費用を3年間に分割する。
- ・建設後30年で大規模改修を実施する。改修時の費用は2年間に分割する。
- ・建設後30年以上経過している施設の大規模改修費用は当初10年間に分割する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。
- ・現時点で廃止が決定している施設については、中長期的な経費を見込まない。

【試算結果】

40年間更新費用総額：619.5億円（年平均 約15.5億円）

表 3.2.3 今後 40 年に要する建物の維持更新費（10 年単位） 単位：億円

期間	建替え	大規模改修	建替え (積み残し)	大規模改修 (積み残し)	合計
当初 10 年間 (2017~2026 年)	2.1	74.0	1.8	99.0	176.9
11~20 年目 (2027~2036 年)	43.0	38.4	0.0	0.0	81.4
21~30 年目 (2037~2046 年)	157.2	41.2	0.0	0.0	198.4
31~40 年目 (2047~2056 年)	156.1	6.7	0.0	0.0	162.8
合計	358.4	160.3	1.8	99.0	619.5

※小数点第2位（百万円の位）で四捨五入しています。

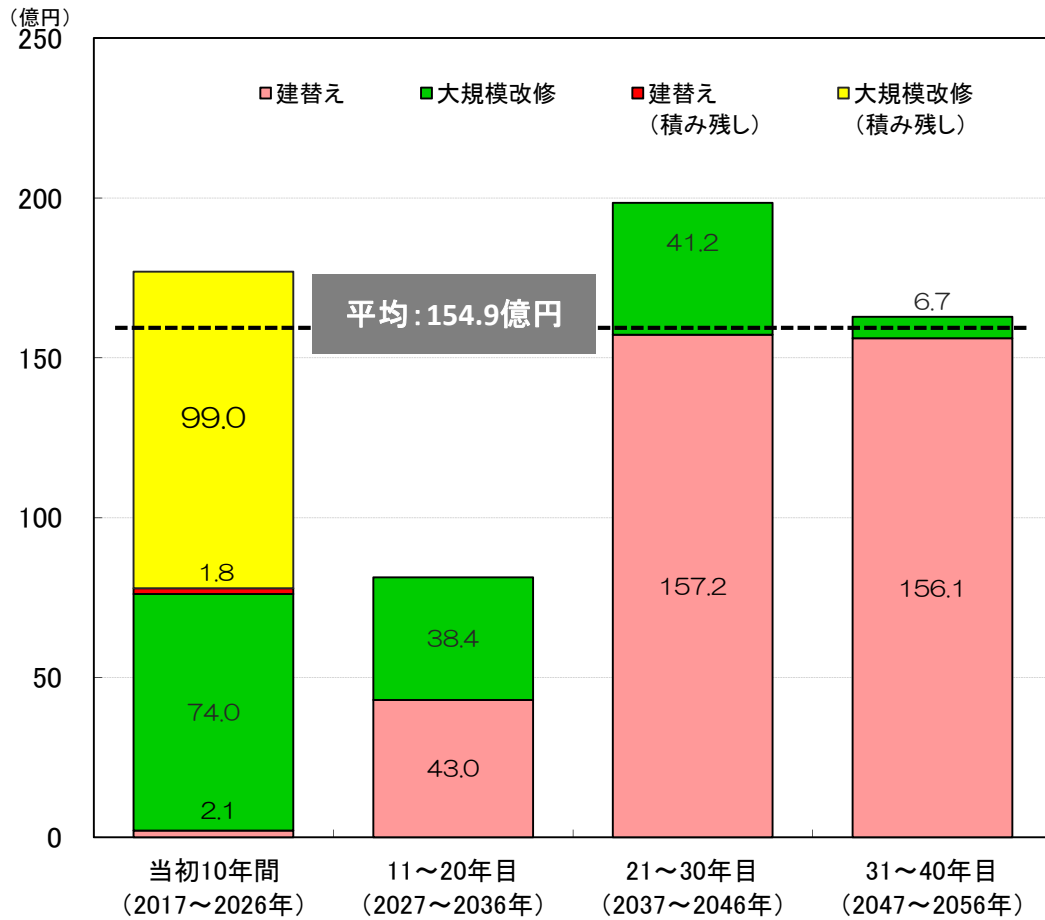


図3.2.3 今後40年に要する建物の維持更新費（10年単位）

表 3.2.4 今後 40 年に要する建物の用途別維持更新費 単位：億円

番号	施設の用途	建替え	大規模改修	建替え（積み残し）	大規模改修（積み残し）	合計
1	行政系施設	24.5	6.0	0.0	13.7	44.2
2	公営住宅	51.5	15.5	0.0	25.4	92.4
3	子育て支援施設	16.7	9.2	0.0	7.6	33.5
4	学校教育系施設	112.8	49.1	0.0	20.3	182.2
5	社会教育系施設	4.5	4.2	1.5	0.5	10.7
6	スポーツ・レクリエーション系施設	58.3	37.0	0.0	3.9	99.2
7	保健・福祉施設	6.9	2.9	0.0	1.8	11.6
8	市民文化系施設	44.9	11.9	0.0	16.5	73.3
9	公園	1.0	0.3	0.0	0.3	1.6
10	産業系施設	14.7	13.6	0.0	4.5	32.8
11	医療施設	1.5	0.0	0.0	1.0	2.5
12	その他	1.5	0.8	0.3	0.3	2.9
13	上水道施設	11.0	3.5	0.0	3.2	17.7
14	下水道施設	8.6	6.3	0.0	0.0	14.9
計		358.4	160.3	1.8	99.0	619.5

※小数点第2位（百万円の位）で四捨五入しています。

2) 道路

【試算条件】

- ・新規施設の建設は行わない。
- ・道路舗装部は15年で更新し、更新にかかる総費用を40年間で等分する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

40年間更新費用総額：501.6億円（年平均 約12.5億円）

3) 橋梁

【試算条件】

- ・新規施設の建設は行わない。
- ・建設後60年で更新する。
- ・築年不明の橋梁については、更新にかかる費用を40年間で等分する。
- ・構造不明の橋梁については、「その他」の単価を用いる。
- ・建設後60年以上経過している施設の更新費用は当初5年間に分割する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

40年間更新費用総額：28.9億円（年平均 約0.7億円）

4) 上水道施設（管路）

【試算条件】

- ・新規施設の建設は行わない。
- ・建設後40年で敷設替えする。
- ・築年不明の管については、更新にかかる費用を40年間で等分する。
- ・建設後40年以上経過している施設の更新費用は当初5年間に分割する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

40年間更新費用総額：341.4億円（年平均 約8.5億円）

5) 下水道施設（管路）

【試算条件】

- ・新規施設の建設は行わない。
- ・建設後50年で敷設替えする。
- ・築年不明の管については、更新にかかる費用を40年間で等分する。

- ・建設後50年以上経過している施設の更新費用は当初5年間に分割する。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮しない。

【試算結果】

40年間更新費用総額：60.3億円（年平均 約1.5億円）

表3.2.5 今後40年に要するインフラ施設の維持更新費（10年単位） 単位：億円

項目名	当初10年間 (2017年～ 2026年)	11～20年目 (2027年～ 2036年)	21～30年目 (2037年～ 2046年)	31～40年目 (2047年～ 2056年)	合計
道路	125.4	125.4	125.4	125.4	501.6
橋梁	2.6	9.5	5.7	11.1	28.9
上水道施設	86.6	76.4	147.0	31.4	341.4
下水道施設	0.0	19.6	21.0	19.7	60.3
インフラ計	214.6	230.9	299.1	187.6	932.2

※小数点第2位（百万円の位）で四捨五入しています。

（4）今後40年間における維持更新の見込み

上記の（1）、（2）および（3）の結果を踏まえ、充当可能な財源および中長期的な経費の見込みを比較しました。

【試算結果】

① 中長期的な経費（40年間総額）：1,551.7億円（年平均 約38.8億円）

{	建物	： 619.5億円（年平均 約15.5億円）
	道路	： 501.6億円（年平均 約12.5億円）
	橋梁	： 28.9億円（年平均 約 0.7億円）
	上水道施設	： 341.4億円（年平均 約 8.5億円）
	下水道施設	： 60.3億円（年平均 約 1.5億円）

② 充当可能な財源（直近5年間の投資的経費）：年平均 約19.5億円

{	建物、道路・橋梁	： 年平均 約12.9億円
	上水道施設、下水道施設	： 年平均 約 6.6億円

よって、中長期的な経費と充当可能な財源の差分（年平均）は、
約19.5億円(②) - 約38.8億円(①) = 約▲19.3億円

公共施設等の維持更新には40年間で1551.7億円かかり、これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、今後1年間あたり約19.3億円の不足が見込まれます。（充当可能な年間財源の約2倍の費用が必要になります。）

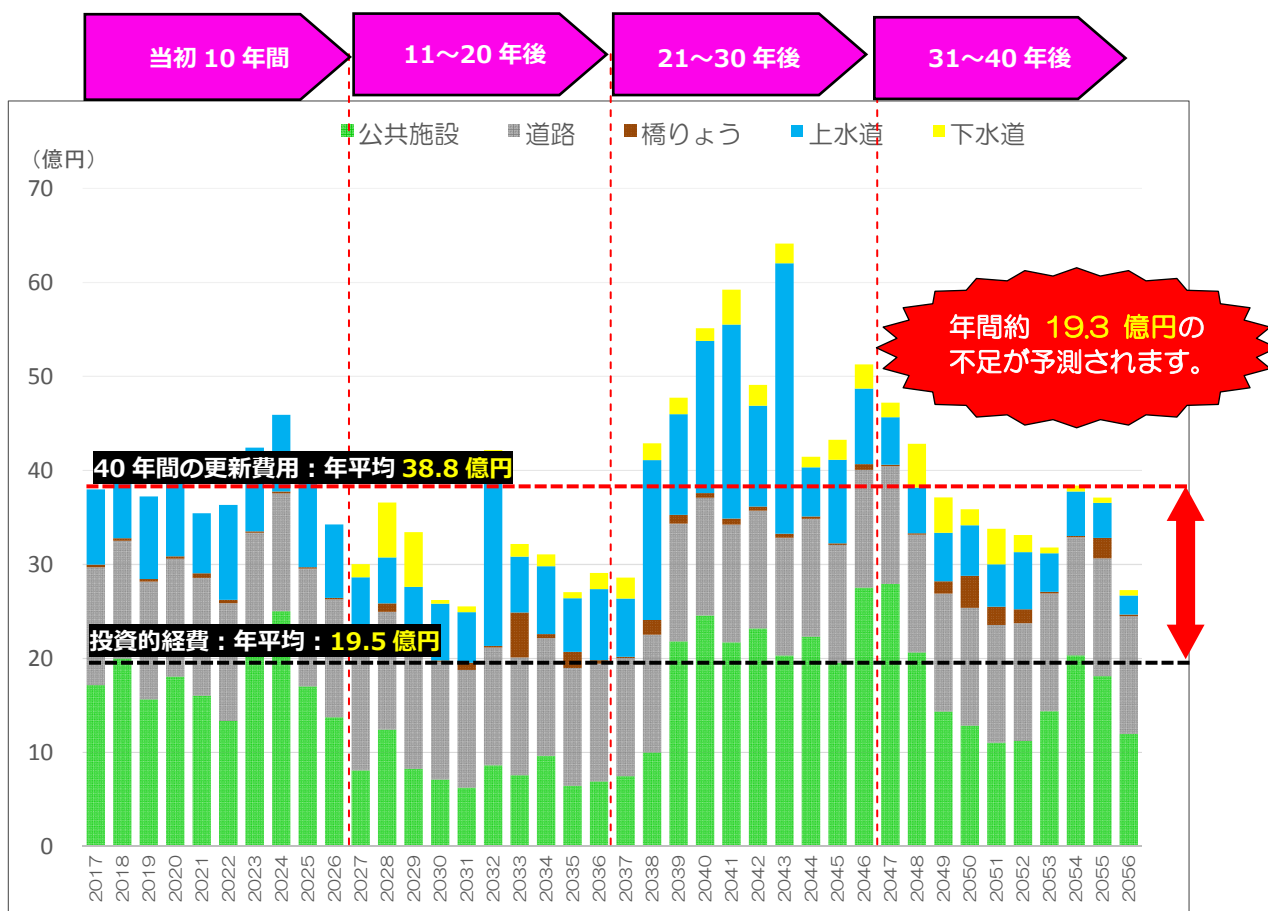


図3.2.4 今後40年間に要する公共施設全体の維持更新費用の見込み

表 3.2.6 中長期的な経費と充当可能な財源額との比較（年平均） 単位：億円

項目名	中長期的な投資		充当可能な財源 (直近5年の投資 的経費年平均)	過不足 (年)
	40年間総額	年平均		
建物施設	619.5	15.5	8.7	-6.8
（建替え）	358.4	8.9		
（大規模改修）	160.3	4.0		
（建替え積み残し）	1.8	0.1		
（大規模改修積み残し）	99.0	2.5		
道路	501.6	12.5	3.5	-9.0
橋梁	28.9	0.7	0.7	-0.0
上水道施設	341.4	8.5	3.9	-4.6
下水道施設	60.3	1.5	2.7	1.2
合計(建物施設・インフラ施設)	1,551.7	38.8	19.5	-19.3

※用地費は除く。また合計値は小数点第2位（百万円の位）で四捨五入しています。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識

(1) 厳しさを増す財政状況への対応

本市における過去5年間の歳入の推移は、平成23年度の約171億円から平成27年度の約275億円と増大していますが、これは東日本大震災の復旧・復興対策による国県等の補助金の増加によるところが大きく、地方税収入は平成23年度の約40億、平成27年度の41億円とほぼ横ばいで推移しています。今後は生産年齢人口の減少に伴い地方税収は減少することが懸念されます。

一方、歳出では、高齢化社会の進行に伴う扶助費が増加し、今後も増加が予想されており財政状況は一層厳しくなるものと推測されます。

そのため、公共施設の維持管理及び運営においても限られた財源で効率的な投資を行い、なおかつ機能の維持を図っていく必要があります。

(2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

本市の人口は、ここ20年間は31,000人前後で推移していますが、「本宮市人口ビジョン（平成27年10月）」では、平成52（2040）年には28,056人、平成72（2060）年には24,537人まで減少すると推計しています。

また、平成72（2060）年時点の年齢3階層別人口は、年少人口が3,537人、生産年齢人口が12,415人、老年人口が8,585人と推計されており、老年人口の比率が平成27年時点の27.5%から35.0%に増加するなど、少子高齢化がさらに進行すると予測しています。

そのため公共施設等の管理においても、今後、市の人口構成の変動に伴う市民ニーズへの変化に対応し、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

(3) 施設の老朽化への対応

本市の公共施設は、建築後30年以上経過した建物が51.3%（うち0.6%は建替えが必要となる築60年以上の建物）となっており、今後10年以内に大規模改修が必要となる築20年～29年の建物を含めると全施設の約75%が大規模改修や建替え対象となります。

緊急に建替えが必要な建物は少数ですが、老朽化建物が約半数を占め、早期に大規模改修や建替えの検討が必要な状況です。

これらの建物の維持更新費用は、仮に新規施設の建設を行わない場合でも、今後10年間で176.9億円、今後40年間では619.5億円が見込まれていることから、従来と同様に大規模改修・建替え等への投資を継続すると、市の財政、行政サービス（機能維持）に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するためには、大規模改修・建替え等にかかる費用を全体的に抑え、年度毎の支出を平準化させるとともに、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

さらに、現在の公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を行う各担当課がそれぞれで行っていますが、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、全庁的かつ長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するため、以下の3つの視点を重視し、市民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

視点1 供給量の適正化を推進します。

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減を図り、公共施設のコンパクト化（複合化・集約化、廃止及び取壊し等）及び、「供給量の適正化」を図ります。

視点2 既存施設の有効活用を図ります。

老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、維持継続する施設の長寿命化を推進し、「既存施設の有効活用」を図ります。

視点3 効率的な管理・運営を推進します。

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、公共施設の将来の維持管理費用を平準化し、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

具体的には、以下の供給・品質・財務に関する基本方針に基づき、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進します。

(1) 供給に関する基本方針

① 施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性、住民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

② 機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設（義務的な施設）は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

(2) 品質に関する基本方針

① 予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

② 計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進します。

(3) 財務に関する基本方針

① 維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

② 長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

③ 民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

3. 具体的な取組方策

(1) 点検・診断等の実施方針

<公共施設(建物)>

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止することが極めて重要になります。

そのためには公共施設の点検・診断を実施することが有効です。

その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは公共施設を建設時期によって、以下の表に示すように「旧耐震基準適合建築物」、「新耐震基準適合建築物(前期)」、「新耐震基準適合建築物(後期)」の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断を実施していきます。

表4.3.1 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要件
旧耐震基準適合建築物	昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された施設とする。
耐震基準適合建築物(前期)	昭和56年6月以降の新耐震基準に適合するが、建築後15年以上経過した施設とする。
耐震基準適合建築物(後期)	昭和56年6月以降の新耐震基準に適合し、建築後15年以内の施設とする。

1) 旧耐震基準適合建築物

- ◆ 耐震診断が未実施の施設については速やかに耐震診断を実施し、耐震性を有する建築物かどうかの把握に努めます。
- ◆ 既に耐震化済みの施設や耐震診断結果により耐震性を保有すると判断される施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

2) 新耐震基準適合建築物(前期)

- ◆ 昭和50年代から昭和60年代に建築された建築後概ね30年が経過する施設を中心に、施設の劣化状況の把握に努めます。
- ◆ これらの施設の情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

3) 新耐震基準適合建築物（後期）

- ◆ 建築後15年以内の施設は、高い機能性を有する施設が多いことから、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努めます。
- ◆ 建築後15年を目安に劣化調査等の実施を検討します。

<インフラ資産>

施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を次のように図ります。

- ◆ 定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行います。
- ◆ 点検・診断により得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

<公共施設(建物)>

- ◆ 維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理・修繕費の削減を図ります。
- ◆ 点検・修繕、適切な時期に修繕を実施する予防保全を重視しながら、建物寿命を延命化し、建替え等に係る負担の軽減を図ります。
- ◆ 民間事業者や地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設の運営や行政サービスの維持・向上を図ります。
- ◆ 施設の更新にあたっては、人口の動向や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指します。
- ◆ 省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

<インフラ資産>

- ◆ 費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。
- ◆ 施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

<公共施設(建物)>

- ◆ 日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。
- ◆ 災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設は、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的に改善・更新するほか、機能の維持、安全性の確保を図ります。
- ◆ 老朽化により供用廃止（予定含む）の施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の取壊しや除去など、安全性の確保を図ります。

<インフラ資産>

- ◆ 点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

<公共施設(建物)>

- ◆ 本市の公共施設においては、91.2%の施設が耐震性を有すると判断されますが、残る8.8%の施設については、耐震改修や耐震診断が未実施である等により、耐震性を有しない、または耐震性を有するか否か不明である施設となっています。これらの施設については、「本宮市耐震改修促進計画」に基づき、優先的に耐震化を図るべき建築物とされている「住宅」、「特定建築物」及び「市有建築物（特定建築物及び防災上重要建築物）」の耐震化を計画的に推進します。

<インフラ資産>

- ◆ 各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

＜公共施設(建物)＞

- ◆ 長寿命化を実施することによりライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を対象とし、定期的な大規模改修を実施することで建築後80年間使用していくことを目指します。
- ◆ 該当する施設は、定期点検や予防保全の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。
- ◆ これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。
- ◆ 今後新たに策定する個別の施設計画（長寿命化計画）については、本計画における方向性との整合を図りながら、計画の策定を進めます。
- ◆ 既に長寿命化計画を策定済である公営住宅等については、長寿命化計画の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

＜インフラ資産＞

- ◆ 今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、予防保全によって、致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ◆ 構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。
- ◆ 既に長寿命化計画を策定済である橋梁等については、長寿命化計画の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

(6) 複合化・集約化や廃止の推進方針

＜公共施設＞

必要なサービス水準を保ちつつ、次のような複合化・集約化や廃止を推進します。

- ◆ 施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進めます。
- ◆ 施設総量（面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。
- ◆ 現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、

施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況を考慮して、保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。

＜インフラ資産＞

- ◆ 今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

1) 庁内における意識啓発

- ◆ 公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。
- ◆ 全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

2) 民間活力の活用体制の構築

- ◆ 本市ではこれまで、「本宮市行政改革大綱」等に基づき、指定管理者制度の導入や事業の民間委託などを行っています。
- ◆ 市の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

3) 情報の開示と市民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に市民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である市民の理解が必要不可欠です。

- ◆ 市民の方に公共施設等の市の状況を認識いただくとともに、その後のあり方を考えていただくため、市の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。
- ◆ 市政や住民への影響が大きい事案に関しては、委員会による検討等、妥当性を諮る手続きについても検討します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

前章までの内容を踏まえて、用途ごとの将来の管理に関する基本的な方針を以下に整理します。

1. 建築系公共施設（建物）

1) 行政系施設

◆現状

- 築30年以上を経過する施設が21棟、5470.8㎡（全体の69.6%）あります。また、消防ポンプ置場3棟については、築年不明です。
- 最も古い建物は、消防施設の“根岸ポンプ置場”および“下樋ポンプ置場”で築47年が経過しています。
- 今後10年以内に建替え期を迎える建物はありません。
- 耐震診断未実施の施設は4棟ですが、うち3棟は消防施設（消防屯所、ポンプ置場）です。

◆施設管理に関する基本方針

- 耐震診断が未実施の施設については耐震診断を実施し、耐震診断結果に基づく年次計画により、施設の耐震化を推進します。
- 消防・防災体制の充実のため、消防施設維持管理事業、消防屯所建設事業を推進します。
- 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化を図ります。

2) 公営住宅

◆現状

- 築30年以上を経過する施設が107棟、18745.3㎡（全体の71.5%）あります。
- 最も古い建物は、“立石市営住宅1号棟”など13棟で築55年が経過しています。
- 除却予定の公営住宅以外は、すべての建物で耐震性が確保されています。
- 今後10年以内に建替え期を迎える建物が37棟、1,635.4㎡あります。このうちの22棟、1105.9㎡を含む、31棟、2143.1㎡の公営住宅につい

ては、「本宮市公営住宅等長寿命化計画」において廃止予定施設となっています。

◆施設管理に関する基本方針

- 快適な住環境の形成のため、市営住宅の適正な管理事業、復興公営住宅整備事業を推進します。
- 「本宮市公営住宅等長寿命化計画」に基づき市営住宅の計画的な改修を行うなど、適切な管理に努めます。
- 公営住宅の管理は、公営住宅に対するニーズを十分把握した上で、最適な規模、数量となるよう努めます。
- 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化を図ります。
- 公営住宅の改修・更新に当たっては、住宅のバリアフリー化や省エネルギー住宅への転換など、高機能化を検討します。
- 廃止予定の建物は、建物の解体、跡地の売却または有効活用方策の検討などを進めます。
- 民間活力の導入などの手法を活用し施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。

3) 子育て支援施設

◆現状

- 築30年以上を経過する施設が14棟、4449.1㎡（全体の42.6%）あります。
- 最も古い建物は“第三保育所”で、築41年が経過しています。
- 耐震診断未実施の建物4棟のうち3棟は倉庫などですが、うち1棟は“第二児童館（保育所）”です。
- “本宮市民元気いきいき応援プラザ”は、年間約17～18万人が利用しています。また、“スマイルキッズパーク屋内あそび場”は、平成24年に大規模改修され、利用者が年々増加しており、平成27年度には約7万人が利用し、屋内外含めると10万人以上が利用しています。

◆施設管理に関する基本方針

- 耐震診断が未実施の施設については、保育所施設耐震化事業を実施し、耐震診断結果に基づく年次計画により施設の耐震化を推進します。
- 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維

持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。

- 市民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。
- 民間活力の導入などの手法を活用し施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。

4) 学校教育系施設

◆現状

- 築30年以上を経過する施設が45棟、29194.1㎡（全体の51.3%）ありますが、そのうち11棟、15814.7㎡については、大規模改修が実施済です。
- 校舎等で、大規模改修が未実施の施設のうち最も古い建物は、“白沢中学校（技術室）”で築37年が経過しています。
- 耐震診断がなされていない建物が8棟、405.0㎡ありますが、いずれも更衣室、機械室等となっています。
- 今後10年以内に建替え期を迎える建物はありません。
- 本宮第一中学校の施設は年間約7～9万人が利用し、その他小・中学校施設も多くの人々が利用しています。

◆施設管理に関する基本方針

- 安全で快適な学習環境づくりに向け、日常的な点検を実施するとともに、施設の改修・整備を適宜、計画的に進めていきます。
- 学校は、地域にとって重要で、かつシンボリックな施設であり、その利用者も多いことから、現行の施設数を維持し、管理を行っていきます。

5) 社会教育系施設

◆現状

- 築30年以上を経過する施設が2棟、554.0㎡（全体の30.0%）あります。そのうち“歴史民俗資料館（博物館）”は歴史的建築物に位置付けられており、現在の建物を保存する必要があります。
- 社会教育系施設は、すべての建物で耐震性が確保されています。
- “しらさわ夢図書館”は、年間約3万人が利用しています。

◆施設管理に関する基本方針

- 継続的に機能の集約化を図り、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めます。
- 計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。
- 建築年代の古い施設については、長期的な修繕改修計画の策定や点検等の強化を図ります。

6) スポーツ・レクリエーション系施設

◆現状

- 築30年以上を経過する施設が6棟、2111.0m²（全体の10.2%）あります。
- 最も古い建物は、“白沢運動場（管理棟）”で築45年が経過していますが、平成13年に大規模改修済です。
- 大規模改修が未実施の施設のうち最も古い建物は、“仁井田体育館”および“荒井体育館”で、築37年が経過しています。
- 耐震診断が必要な“仁井田体育館”および“荒井体育館”は、平成29年度に耐震診断を予定しています。
- 今後10年以内に建替え期を迎える建物はありません。
- “本宮市総合体育館”は年間約9万人、市民プールは年間約3.5万人が利用しています。
- “本宮市総合体育館”については、委託により運営しています。

◆施設管理に関する基本方針

- 生涯スポーツの推進のため、スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用として、体育館管理運営事業や市民プール管理運営事業を推進します。
- 耐震診断が未実施の“仁井田体育館”および“荒井体育館”については、耐震診断を実施し、耐震診断結果に基づく年次計画により、施設の耐震化を推進します。
- 市民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。
- 引き続き民間活力の導入などの手法を活用し施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。

7) 保健・福祉施設

◆現状

- 築30年以上を経過する施設が3棟、923.0㎡（全体の39.3%）あります。
- 今後10年以内に建替え期を迎える建物はありません。
- “高齢者ふれあいプラザ（荒井）” や、“高齢者ふれあいプラザ（岩根）” は、各施設で年間約7千人から9千人の利用があります。
- “中高齢勤労者福祉センター” など3施設、5棟については、委託により運営しています。

◆施設管理に関する基本方針

- 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。
- 高齢化社会を迎えることから市民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。
- 引き続き民間活力の導入などの手法を活用し施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。

8) 市民文化系施設

◆現状

- 築30年以上を経過する施設が30棟、9561.0㎡（全体の77.6%）あります。
- 最も古い建物は“荒井集会所”で、築49年が経過しています。
- 耐震診断未実施（または実施状況不明）の施設が16棟あるほか、耐震改修が必要とされ未対応の施設が”仁井田地区公民館”など4棟あります。
- 今後10年以内に建替え期を迎える建物はありません。
- “本宮市勤労青少年ホーム”、“サンライズもとみや”、“本宮市中央公民館”、“白沢公民館”、“仁井田地区公民館”等は、各施設とも年間1万人以上の利用があります。
- 全40棟のうち“青田地区公民館”、“高木地区公民館”の6棟については、廃止や改築が予定されています。
- “松沢地区コミュニティセンター”など12施設、12棟については、委託または指定管理方式により運営しています

◆施設管理に関する基本方針

- 耐震診断が未実施の施設については耐震診断を実施し、耐震診断結果に基づく年次計画により、施設の耐震化を推進します。
- 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。
- 廃止対象の建物は、建物の解体、跡地の売却または有効活用方策の検討などを進めます。
- 地域と協力しながら地域コミュニティ活動を推進するため、地域コミュニティ活動の拠点となる集会所整備支援事業を推進します。
- 市民アンケートなどで要望が高い駅周辺における地域コミュニティの拠点として「(仮称)地域交流センター」を設置します。なお、新規施設の設置においては、今後も必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。
- 引き続き民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。

9) 公園

◆現状

- 築30年以上を経過する施設が1棟、169.0㎡(全体の48.7%)あります。
- 公園管理施設は、すべて新耐震基準で建てられた比較的新しい建物です。
- 今後10年以内に建替え期を迎える建物はありません。
- “みずいろ公園”は年間約8~9万人、“本宮運動公園”は年間約1.3~1.7万人の利用があります。
- “本宮運動公園”など、3施設7棟については、委託または指定管理方式により運営しています。

◆施設管理に関する基本方針

- 多様な市民ニーズに対応し、気軽に運動や遊びに親しめる公園の整備を推進するとともに、公園の適正な維持管理を行い、利用促進に努めます。
- 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めます。
- 市民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。
- 引き続き民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。

10) 産業系施設

◆現状

- 築30年以上を経過する施設が11棟、3061.0㎡（全体の42.1%）あります。
- 産業系施設で最も古い建物は、“岩根農業構造改善センター”で、築40年が経過しています。
- 耐震診断が未実施の建物は、“岩根農業構造改善センター”の3棟です。
- “岩根農業構造改善センター”、“青田農業構造改善センター”は、年間約1～2万人が利用しています。
- “本宮堆肥センター”など、4施設12棟については、委託または指定管理により運営しています。

◆施設管理に関する基本方針

- 耐震診断未実施の施設は耐震診断を実施し、耐震診断結果に基づく年次計画により、施設の耐震化を推進します。
- 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。
- 市民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。
- 引き続き民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。

11) 医療施設

◆現状

- 医療施設は、“白岩診療所”関連施設の2棟で築46年が経過しています。
- いずれの建物も現状、耐震診断未実施ですが、今後、耐震診断の実施を予定していきます。
- 今後10年以内に建替え期を迎える建物はありません。
- “白岩診療所”は、年間約5千人程度が利用しています。

◆施設管理に関する基本方針

- 耐震診断を実施し、耐震診断結果に基づく年次計画により、施設の耐震化を推進します。
- 市民ニーズ等を踏まえ、地域医療の拠点として、必要なサービス水準を

確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

- 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。

12) その他

◆現状

- 築30年以上を経過する施設が13棟、2253.8㎡（全体の87.4%）あります。そのうち、“荒井教員住宅”を除く12棟が普通財産です。
- 築60年以上を経過する建物が4棟（面積635㎡）ありますが、いずれも普通財産です。

◆施設管理に関する基本方針

- 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。
- 用途廃止済の施設については、将来的に建物の解体、跡地の売却または有効活用の検討などを進めます。

2. インフラ資産

1) 道路

◆現状

- 一般道路の総延長は約902.7 km、自転車歩行者道は約0.3km となっています。

◆施設管理に関する基本方針

- 道路施設の定期的なパトロールを行い、また利用者からの情報提供などにより、市道等の危険個所の補修を実施し、安全で円滑な道路環境を維持します。
- 事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。

2) 橋梁

◆現状

- 橋梁は179橋（橋長15m以上29橋、橋長15m未満150橋）で、面積は12,562㎡です。
- 整備年度不明の橋が110橋、面積2,176㎡となっています。
- 耐用年数60年以上を経過する施設が130.4㎡（1.0%）あります。

◆施設管理に関する基本方針

- 「本宮市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき適正な維持管理を推進します。
- 法定の橋梁定期点検を計画的に実施し、橋梁の健全度を把握するとともに、点検結果に基づく計画的な維持管理に努めます。
- 予防的な修繕等の実施を徹底し、トータルのライフサイクルコストの低減を目指します。その一環として、当初10年間に優先的に予算の投入を計画します。

3) 上水道施設

◆現状

- 築30年以上を経過する施設が14棟、2179.0㎡（全体の60.0%）あります。
- 上水道施設の建物で最も古い建物は、“万世倉庫”（面積528㎡）で、築51年が経過しており、今後10年以内に建替え期を迎えます。

- “万世倉庫”1棟について、耐震診断が未実施です。
- 上水道管路延長は約342.6 km（導水管約5.6 km、送水管約9.0 km、配水管約328.0 km）です。
- 法定耐用年数40年以上を経過する管路は全体で約21.6 km（6.3%）です。また、今後10年以内に更新時期を迎える築30～39年の管路が約73.2 km（21.4%）あります。

◆施設管理に関する基本方針

- 安全な水道水の安定供給の確保のため、“水道施設耐震化改修事業”ならびに“白沢地区施設拡張事業”等を推進します。
- 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努め、効率的運用を推進します。
- 配管の耐震化等を進め、安定した給水の確保を図ります。
- 浄水場の改修、老朽管の更新、配水管網の整備を、水道事業基本計画に基づき進めるとともに、施設の適正な維持管理に努めます。

4) 下水道施設

◆現状

- 下水道施設は比較的新しい築30年以下の建物で9棟あります。
- 下水道第三中継ポンプ場のみ長寿命化計画されています。
- 今後10年以内に建替え更新となる建物はありません。
- 下水道施設（管路）は、昭和52年以降に整備されて比較的新しい施設です。
- 公共下水道の総延長は約77.5 kmで、コンクリート管（8.2%）、塩ビ管（89.5%）、その他（2.2%）の3種で整備されています。

◆施設管理に関する基本方針

- 長寿命化計画の充実を図り、予防保全的な観点から施設の維持管理に取り組みます。
- 安全・安心な水環境の形成のため、下水道汚水処理施設整備事業を推進します。
- 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努め、効率的運用を推進します。

第6章 推進体制

1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取組体制の構築

これまで、公共施設の所管課ごとに保有する公共施設の維持管理や情報把握を推進してきましたが、今後は全庁的な取組体制を次のように構築します。

- ◆ 公共施設等の情報の一元管理に関する仕組みづくりを進めます。
- ◆ 庁内の調整や方針の改訂、目標の見直しなどを検討していきます。
- ◆ 公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、財政部局との密接な連携のもと、事業の優先順位等を検討していきます。

(2) 情報管理・共有のあり方

公共施設等のマネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、必要な情報を適宜把握し分析する必要があります。そのため、次のような情報管理・共有のあり方を構築します。

- ◆ 今回把握した各施設の情報を一元的に扱えるデータベースとして活用します。
- ◆ 各施設の所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を更新できる仕組みを検討します。
- ◆ この仕組みで一元化されたデータから施設の利用状況や点検結果等を把握し、そのうえで、施設の長寿命化計画策定のための基礎情報としての活用、余剰施設の抽出、施設の再編・再配置に向けた検討を進めます。
- ◆ 固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

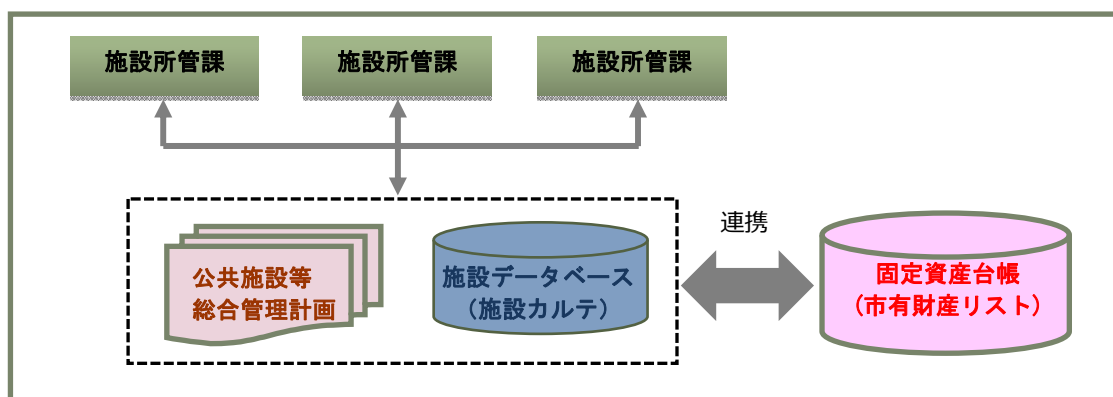


図6.1.1 情報の管理・共有のイメージ

2. フォローアップの実施方針

本計画を実行性のあるものにするため、以下に示す PDCA サイクルを実施していくことが重要です。

① 計画 (Plan)

上位・関連計画との整合に留意して、本計画を策定します。

② 実施 (Do)

本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積等による情報管理や、再編・再配置の実施方針の策定及び推進等による公共施設等のマネジメントを庁内横断的に実施します。

③ 検証 (Check)

供給、品質、財務の観点や、施設データベースの活用などにより定期的に評価・検証を実施します。

④ 改善 (Action)

評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には結果を踏まえて費用の削減や機能の更新などを実施します。

また、必要に応じて「PLAN (計画)」を見直します。

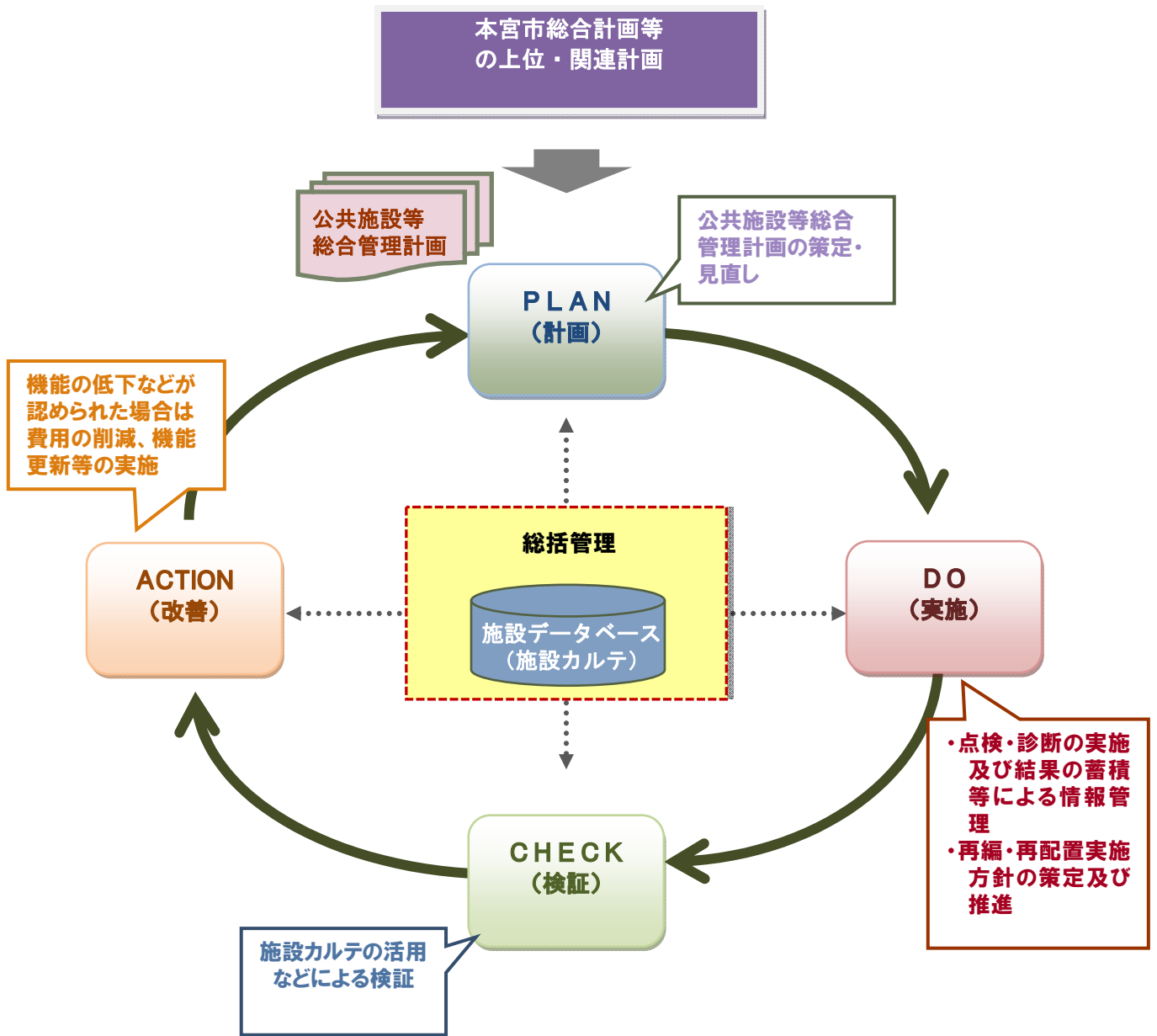


図6.2.1 フォローアップの実施イメージ

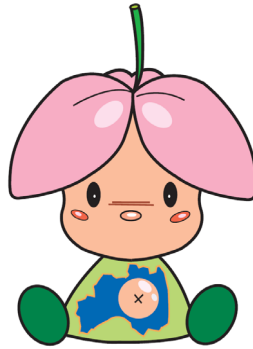
本宮市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

編集・発行 福島県本宮市

〒969-1192 福島県本宮市本宮万世 212

電話番号 0243-33-1111(代表)



本宮市イメージキャラクター
まゆみちゃん